

平成 27 年第 1 回設楽町議会定例会(第 2 日)会議録

平成 27 年 3 月 12 日(木)午前 9 時 00 分、第 1 回設楽町議会定例会(第 2 日)が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|--------|---------|
| 1 金田敏行 | 2 金田文子 | 3 松下好延 |
| 4 夏目忠昭 | 5 渡邊勲 | 6 村松修 |
| 7 鈴木藤雄 | 8 伊藤武 | 9 熊谷勝 |
| 10 田中邦利 | 11 土屋浩 | 12 山口伸彦 |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

- | | | | |
|---------|------|------------|------|
| 町長 | 横山光明 | 副町長 | 佐々木孝 |
| 教育長 | 後藤義男 | | |
| 総務課長 | 原田和久 | 出納室長 | 氏原哲哉 |
| 企画課長 | 原田利一 | ダム対策室長 | 富安正裕 |
| 津具総合支所長 | 松井利文 | 生活課長 | 滝元光男 |
| 産業課長 | 澤田周蔵 | 保健福祉センター所長 | 片桐洋人 |
| 建設課長 | 原田直幸 | 町民課長 | 鈴木伸勝 |
| 財政課長 | 鈴木正吾 | 教育課長 | 伊藤斉 |

4 議会事務局出席職員名

事務局長 佐々木輝 書記 夏目賢一

5 本会議の書記は次のとおりである。

書記 夏目賢一

6 議事日程

日程第 1 一般質問

1 松下好延議員

(1) 地方創生と行政改革の進め方について

2 土屋浩議員

(1) 産業振興

① 設楽ダム関連事業について

② 設楽ダム森林資源活用プロジェクト会議について

3 夏目忠昭議員

(1) 「設楽町まち・ひと・しごと創生総合戦略」等策定の基本的考え方について

4 渡邊勲議員

(1) 各種事業の戦略を問う

5 田中邦利議員

(1) 公共施設等総合管理計画について

(2) 学校給食費の無料化について

(3) 田口公共下水道の負担軽減策について

- 6 金田文子議員
 - (1) 「地域再生計画」と我がまちの取り組み
 - (2) 国の補正予算・新年度予算と町の新年度予算
 - (3) 公会計新基準について設楽町の取り組み
- 7 金田敏行議員
 - (1) 町道および町が管理している法面の維持管理について問う
- 8 熊谷勝議員
 - (1) 直下流（清崎、田内）地域整備事業について
 - ① 国の地域再生計画によるレストラン、農林産品の直売所整備計画
 - ② 国の地域再生計画、ダム関連事業の歴史民俗資料館（仮称）との財政支援はどのようになるか。
 - ③ 田内地区の地域振興整備計画（河川敷除く）をどのように考えているか。

日程第2 議案第44号

北設楽地方教育事務協議会規約の変更について

（追加）

会 議 録

開議 午前9時00分

議長 大変寒い最後の冬の攻撃を受けております。その中で、ただいまの出席議員は、12名であります。本日は8名の一般質問の申し込みがありました。最後の我々の会期の一般質問ということで、多くの申し込みに感謝を申し上げます。それでは定足数に達しておりますので、平成27年第1回設楽町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。本定例会の議会運営並びに、本日の議会日程を、議会運営委員長より報告をお願いいたします。8番伊藤武君。

8伊藤 おはようございます。平成27年第1回定例会第2日の運営について3月9日に議会運営委員会を開会し、審査した結果を報告します。日程第1、一般質問は8名の質問があり、受付順で質問時間は答弁を含めて50分以内とします。日程第2は、町長提出の議案です。以上です。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

なお議員の懇談会で申し合わせしたとおり、持ち時間50分で打ち切らしていただきますので、それぞれ質問される議員の皆さんは、時間に十分配慮していただき、その50分の持ち時間の中でしっかりと質問また答弁をいただきますようよろしくをお願いいたします。

議長 日程第1「一般質問」を、行います。質問は、受付順とし、質問時間は答弁を含めて50分以内とします。

はじめに、3番松下好延君の質問を許します。

3松下 おはようございます。ただいま、議長のお許しを得ましたので通告に従いま

して質問をさせていただきます。

地方創生と行政改革の進め方について、2040年までに全国1,800ある市区町村のうち、896の自治体が消滅してしまう可能性があるという、レポートが発表されております。国も地方創生に向けての取り組みを具体的に進めようとしています。その最大要因は、急激な人口減少社会になりつつあるからであります。わが町にも当然直面した大問題であります。そこで町の創生戦略ビジョンをどう描いていくのか、どう進めていくのかをお伺いします。最も重要な施策は人口の減少歯止めの対策についてであります。特に、若者定住促進対策であると思えます。設楽っ子がここに住みたい、暮らしたいという町、住みやすい環境整備をどう進めるのか、以下の項目順にお伺いをいたします。第1、働き場所の問題であります。生活する術である収入源、現状、地域では事業所の撤退・縮小が続いています。この現状を踏まえて、どう考え進めていくのか。

2、住宅問題であります。現在町が保有する住宅の運用、新規住宅、増改築助成制度についてお伺いします。

3、現在教育委員会制度において、まず県下で一番先に手を挙げられた前向き姿勢は喜ばしく思っております。今後、新教育委員長から指針が示されると思われまので、教育関係についての質問は今後とさせていただきます。

4、医療問題について、現在医療機関及び北設広域医療の進め方について、今どう考え、どう進めていこうと思っているのかをお伺いします。

こうした質問の中には、当然行政改革も含まれておりますので、随時質問をさせていただきます。以上で1回目の質問を終わります。

企画課長 それでは、松下議員の最初の質問、働き場所の問題についてお答えさせていただきます。質問に関連して、まず人口減少について説明させていただきます。平成19年に策定しました、設楽町の総合計画でも人口減少を見据えた内容としてありますが、日本全体の人口が2008年をピークに減少局面になり、今後も減少が見込まれているため、設楽町の人口も減少が続いていきます。現状の推移が続くと仮定すると、2010年に5,769人であった人口は、30年後の2040年、今から25年後ですが、2010年の半分以下に減少するという推計が出ております。公共政策の維持も危ぶまれる状況です。こうした中、人口減少をいかに緩やかにしていくのか、食い止めるのかが、重要な課題になってきます。現状から比べて、少しでも人口流出を減らす、あるいはUターン・Iターンを増やす、特に子育て世代を増やすことが必要になってまいります。

さて、御質問の働き場所の確保についてお答えします。高度成長期には、中山間地域への企業立地も見込まれ、企業が立地すれば、そこに雇用が生まれて、定住につながってまいりました。ところが、近年の状況を見ても、生産性の問題から企業は海外進出を進め、中山間地域からは撤退が進んでおります。本年、撤退する町内企業の状況をみましても、そのことを裏付けております。また、現在立地している企業においても地元出身の就業者は少なくなっております。設楽町から撤退を決めている企業の跡地についても、各方面に働きかけたり、愛知県等に相談しておりますけれども、今のところこれといった動きはありません。こうした状況の中、今後、どのようにして働く場所を確保していくかが重要になってくると思っておりますけれども、この問題を解決するのは、そう簡単なことではありません。設楽町にある資源を活用して雇用を創出する方法として、農業の6次産

業化により付加価値を高めて、そのものを販売していく方法とか、直売施設や体験施設での都市交流を交えた販売、あるいは森林資源を活用した新たな事業の創出も考えられております。また、人口減少を抑えるためには、既に手に職をもって、田舎で生活できる人に移住してもらおうということも大事なポイントであると考えております。いずれにしても、様々な手法から、設楽町に合った方法を検討していくことが大切と考えております。総合戦略を検討する段階で知恵を絞っていきたいと思っておりますが、一朝一夕にできることではないと思っております。多くの方々のお知恵を借りたいと思っております。以上です。

生活課長 それでは生活課のほうから、第2点の住宅問題ということでお答えをさせていただきます。現在、町が保有しております、住宅の運用ということについてお答えをさせていただきたいと思っております。町営住宅の全体計画というものは、平成21年3月に設楽町営住宅ストック総合計画というものを立てておりまして、この計画に沿って老朽住宅の撤去、これは上原住宅、西貝津住宅、シウキ住宅でございます。新規住宅の建設といたしましては、大西住宅をはじめまして、現在建築中の杉平向住宅（仮称）等を進めております。この計画の中では、既存の住宅を活用するとともに、老朽化住宅の撤去、それから移転先となる住宅の整備、安心、安全に生活する場の確保を目的といたしまして、新規住宅につきましては、バリアフリー対策、それから子育て世帯には、近隣に配慮した防音対策、子ども部屋の設置等、若者や子育て世帯が住みやすいような工夫に配慮してまいりました。入居状況でございますけれども、新築でつくった大西住宅10戸、それから県営住宅15戸、それから県営住宅の隣に杉平向住宅の第2、3戸とも建設をいたしましたけれども、現在のところ満室でございます。また、一部ダム移転者の移転先としても活用することができております。また、町外からの定住希望者2世帯の住宅の確保についてもできており、定住対策につながっておると考えております。現在、建設中の杉平向住宅につきましては18戸、それから平成28年度以降に計画されている杉平南住宅8戸を含めた既存の住宅を上手に活用いたしまして、将来住み続けられる環境整備というものに努めてまいりたいと考えております。参考といたしまして、3月1日現在の入居率につきましては89%でございます。これは募集停止をした住宅、西貝津住宅とかシウキ住宅等を除いた入居率でございます。新規の入居状況につきましては、先ほど申し上げましたけど、大西住宅、それから県営住宅、杉平向住宅第2を含めまして100%でございます。既存の住宅について少し触れてみたいと思っておりますけれども、大きく分けると3種類の住宅の管理をさせていただいております。まず普通町営住宅といわれる公営住宅でございますけれども、どのような方を対象としているかと言いますと、住宅に困窮する低所得者を対象といたしまして、低廉な家賃で供給する賃貸住宅でございます。これも国の補助により建設されまして、公営住宅法に基づいた条例、それから規則により管理運営される住宅でございます。これに該当いたしますのが西貝津住宅、それから大西住宅、シウキ住宅、アラコ住宅、杉平南住宅、団園畑住宅、中林住宅でございます。それから次に、特別町営住宅と呼ばれるものでございますけれども、普通町営住宅と同様に、住宅に困窮する低額所得者を対象といたしました賃貸住宅でございますけれども、町単独で建設または買い上げや譲り受けをした住宅でございます。公営住宅法によらず、町の条例・規則のみにより管理運営される住宅でございます。これにつきましては、谷下団地、それから杉平向第

二住宅、コーポ林住宅、団園畑住宅、平山住宅でございます。3番目ですけれども、特定公共賃貸住宅と呼ばれるものがございます。これは民間の賃貸住宅市場が未成熟な地方部で、住宅を必要とする中堅所得者を対象といたしました住宅でございまして、国の補助により建設されまして、これにつきましては、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づいた条例、それから規則により管理されるものでございます。これにつきましては、折地団地、それから谷下第2団地、それから新町住宅となっております。入居者の募集につきましては、町のホームページのほうに掲載してございますけれども、先ほど言ったように住宅の種類によって入居要件が異なりますので、入居希望者につきましては、直接または電話にて丁寧に相談に乗っております。

それから次に、新築住宅の考え方についてお答えをします。現在、国・県交付金を活用して建てた住宅や町単独で建てた住宅については、入居要件に合えば若者に限らず入居ができます。津具地区にありますコーポ林住宅につきましては、年齢を40歳以下とし家賃も低くおさえる等、若者、単身者向けに政策的に建てたものでございます。12月議会で住宅施策についてお答えをいたしましたけれども、新城、また豊田等へ通勤する若者の通勤時間を短縮できる町の玄関口や周辺地で利用可能な町有地があれば、その土地を有効活用し、町の若者定住促進施策として入居しやすく、魅力がある町営住宅を単独で整備し、地域再生計画に取り込んでいくように考えてまいります。また、この施策によって若者定住が進むことによりまして、地域の活性化、町全体の活性化につながっていくものと考えております。

最後に、住宅の増改築ということについてお答えをいたします。住宅のリフォーム事業につきましては、平成24年度実績で104件、それから25年度は44件を実施いたしまして、住生活の向上に寄与いたしました。定住促進による増改築といたしまして、空き家対策というものを充実したいと考えております。町内の空き家を利用いたしまして、定住したいと考えている方に対して、増改築の助成制度を考えていきます。また、現在、設楽町では若者世帯の定住促進を図るために、若者世帯が町内に自己が居住する住宅を新築した際に、建築資金の一部を補助する制度がございます。この制度の拡充や空き家の増改築など、新たな若者定住対策を打ち出し、将来的に一人でも多くの若者や子育て世帯が、空気がおいしくて自然環境がよい設楽町に住んでいただいて、仕事に行っていただくことを目指して頑張っていきたいと思っております。以上です。

津具総合支所長 ただいまの松下好延議員の4番の医療問題について、お答えをさせていただきます。御質問の件につきましてお答えをさせていただきますということで、将来この設楽町へUターンなり、Iターンで転入する若者は、町に魅力がないとなかなか住み着くことは難しいと思っております。しかし、若者が両親のいる故郷へ帰ってきて親の面倒をみたり、子育てにつきましても、医療や看護、介護の問題がすぐに浮かび上がってまいります。また、そのことで子どもは帰らざるを得ない状況を招いたり、子どもへの医療不安などがあることも確かであります。また、町内の医療機関は、開業医を含めると3カ所しかなく、限られていることは、御存知のとおりであります。民営の開業医さんのことにつきましては、現状を把握していませんが、ここでの答弁は差し控えさせていただきますのでお願いをいたします。つぐ診療所につきましては、公設公営で運営されていま

すので、現状を申し上げますと、平成 17 年開設以来、患者は減少傾向となっております。大きな要因といたしましては、平成 24 年度末で常駐医師が辞められ、平成 25 年度からは、新城市民病院や東栄病院から週 3 回の派遣を受けておりますが、時間は限られ、地区民の要望に沿った医療体制ができていないのが現状であります。津具地区で申し上げますと、特に子育て世代の方、高齢者の方、介護を必要とする介護者など、将来大変な不安を抱えておることは間違いがないようにあります。少ない予算で最大のサービスを受けてもらうことで不安を取り除いてあげるのが、町としての使命でもあります。

そうした中、平成 25 年 12 月に設楽町、東栄町、豊根村の 3 町村で北設楽郡医療等に関する協議会が発足し、現在運営をしています。この目的といたしましては、「北設楽郡内において、医療従事者等の減少や人材確保の困難さが顕著となりつつある中で、今後の医療体制の健全な維持や住民の不安感を解消する方策について協議するため、本協議会を設置する」ということであります。今後は、この協議会の中で様々な方策を打ち出し、設楽町だけでなく、3 町村が一体となって医療や介護サービスを連携して実施することが大切なことと考えております。そこで、平成 26 年度に 3 町村から負担金をそれぞれ 300 万円拠出していただきまして、事業を行ってまいりました。主なものといたしましては、訪問リハビリと看護師就労助成などで、訪問リハビリは、つく診療所では今年の 1 月から週 1 回、理学療法士が骨折した患者などを対象として毎回 15 人から 16 人で行ってまいりました。また、看護師就労助成では、東栄病院の看護師が就労されたので 30 万円を助成いたしました。新年度の計画でございますが、電子カルテ導入に伴う研究費、医師就労対策、医療情報の共有化を図るための地域医療ネットワーク基盤整備事業など、多くの医療対策を講じてまいりたいと思っております。また、愛知県では、平成 24 年度より、自治医大卒業医師が義務年限終了後、現在 9 年となっておりますが、終了後も引き続きへき地診療所へ勤務できますよう、最大 5 年まで延長することを可能といたしました。今後、義務年限が終了した自治医大卒業医師のへき地診療所への定着が重要となるため、義務年限終了後の期間におきましても、県及び町の身分を保有したまま、勤務先の給料支給基準に基づきまして負担することができるなら、さらに延長することもできるということでもあります。

これらのことを実施したからといいましても、すぐに効果は上がらないかもしれませんが、限られたサービスを最大限生かして、少しでも人口減少を食い止め、若者が町に留まりたいという気持ちを持っていただけたら、効果があったものと考えております。また、医師会はむろん新城市民病院などとも連携して情報交換をしたり、先進医療について考えたり、いろいろな方法があると思いますので、今後模索しながら対応してまいりたいと考えております。以上で終わります。

町長 松下議員の御質問にただいま、それぞれ担当部局からお答えをさせていただきましたが、私からも地方創生に絡んでの方針等についてお答えをさせていただきます。まず国は、新たに国づくりを目指すその方針の一環といたしまして、この度、地方創生計画を自治体みずからが取り組む、そしてこれを進めるための総合戦略を打ち出すよう求めております。こうした形を具体化するための方向性として、まずは、ここで住み続けられる環境をどうつくりあげるか、そしてその中で若い方たちがどう意識を持ってこの町を見ることが出来るか、そしてこれらをどう捉えるかが問われていると思います。町内におけます就労状態を見ますと、人

口減少と合い重なって働き手となる年代層の労働人口が極端に減少をしている状況であります。また生産を目的とする事業者にとっては、物流の運搬コストですとか運搬時間等の条件が不利な面もあるというようなことで、いろいろな面で条件的にも厳しい状況にあります。また従来の主産業でもあります、林業は相変わらず低迷続きで、生業として新たに興すには厳しい状況下となっていることなど、こうしたことで新たに事業所を興すことですとか新規企業が進出しにくい状態となっているのが当町に限らず、日本の中山間地域全体での実態かと思っております。これを解消して、状況を打破するのが町行政の役割であるものの、現実的には大きな課題となっているのが現状でありまして、しかし、これに手をこまねいているだけでは状況の改善が図られるわけではないということから、従来の考え方の方向性を変えていくことが必要であると考えているところでございます。そうした中でこれから策定する地方創生戦略の1つとして、我々の地域環境のメリットと申しますか、この町ならではの環境をプラス思考に捉えて、人の暖かさですとかまた教育施設の充実、そして住宅をはじめとする子育てのしやすい環境を整備して生活がしやすい環境、これが多くあることを提唱する、そしてさらに近在都市の職場へも移動しやすい状況をつくり上げることが肝要であろうかとも考えるところではございまして、これに付随する道路網ですとか若者住宅の整備を進め、従来の生活エリアの拡大を図り、今までの状況を変えることで働けるという意識が向上する環境整備に力を入れていくことで、この町での暮らしができる、また暮らし続けることができるという意識、これを持てる環境をつくりあげることが将来の設楽町にとって最も重要な課題であると考えことから、これを進めてまいりたいと思っております。以上です。

- 3 松下 各担当課長さんにつきましては大変、現状どおりのマニュアルっぽい御回答をありがとうございました。私が今回この一般質問に提案させていただいたことは、各課長さんいろいろ考えておられて新規に新しい事業も取り組むという姿勢を感じられましたが、私がこの質問に対して1番望むことは、考えることは結構、当たり前の話だと思っております。だがそれをどう考える、どう効率よく進めるということを皆さんに考えてほしいですよ。要は考えるだけじゃだめで今、設楽町の中で僕は1期目で、4年議員をさせていただきまして、各課にいろいろなところに顔を出させていただいて、皆さんに教えていただいたり、私のあれの意見を聴かせていただいたりしている中で、どう進めるのかというのが1番問題だと、皆さんもそう感じておられると思うのですが。今、町長のほうで私が一般質問を出したときには、所信表明を聴く前に私、書いてしまったのでちょっとだぶったところがあってどういう一般質問にしようかなということ、ちょっと戸惑いもありましたが、要はわかっているのですね皆さん、私もそうですけど、この設楽町が今後どう生き残るかということについてどう進めていかなければならないかということは皆さん御承知だと思います。役場の職員132名、現在おられるわけですが、その方々がどう動いていくのか、どう考えていくというのがこの設楽町の将来が決まってくるお話になる。国が進める地方創生はやる気のある地方に対しては援助しましょうと、やる気のないところについては申し訳ないが消滅ということになりますよということだと思っております。ただ町長のほうから今お話がありましたように、全職員が、一丸となりこれまでの既成概念に囚われることなくという言葉が私大変感銘しております。だけど、これは口で言うことは簡単です

けど、これをどう進めるのかということでは私なりに考えましたところによりますと、今町政で行政が行っておるわけですけど、その行政の進め方の中で今のやり方がいいとか悪いとかいう話じゃないですよ。今まで通りでいいのかと、今まで通りでなかったらどういうふうに変えていくのかと、これは意識改革しかないと思っています。そうした意味合いの中でどう進めるかということをも、この地方創生の話になりますと、要は消滅するかもしれないという危機感ですね、私もそうです、町民もそうですよ、行政もそうですよ。危機感があるかないか、まずどういう危機感を持つかということは僕が1番大事だと思うのです。先ほど申しましたように若者世代を残さなければ人口の減少なんか歯止めかからないですよ、先ほど企画課長がおっしゃられる通りにそれこそ2040年、30年には人口減少のピークになるというのですけど、設楽町に関しては限界集落に近い老人の数がおるわけですね、全国的には2040年というピークですけど私は2030年、それよりも少し前だと思っているのです、そのときに若者世代がどれだけ残るか、設楽町がどれだけ残るかということと言っとる。そういう意味合いもあって、やっぱりここは町民も行政も議員も私どもも含めですよ、どう進んでいったらいいかということをも意識改革からはじめなければならぬと私は強く思っているわけですよ。今具体的な例で申しますと、前の一般質問で新庁舎ができたときに職員の対応のお話をさせていただきました。別に今ぼくは職員の対応が悪いとは思っていません。だけど、町長が言うように今までの既成概念を壊して、やっていくのだという決意があるのなら、私は、まだまだ不十分だと思っています。それはなぜかという、今までが良い、悪いは別としても、まず町民の方が窓口で聴くなり、行政に相談事に来るとした場合、皆さん不安があったりいろいろな面で心細かったり、それでも何とかしたいという思いがあって各窓口にこられると思います、今までは皆さんの対応は良い、悪いは別としても説明するだけです。これからは説明だけではだめだと私は思います。やっぱり来た人にある程度の納得をしていただく、そういう行政指導を町長に私は強く求めたいと思っています。やはり行政、頭は町長です。町長の意識の中でそういう意識をぜひ、強く持っていて、対応をしていただきたいと思います、町長は危機感を持っておられますか。

町長 非常にこの町の将来を思い描くときに、設楽町という町が今まで以上に存続をし、また発展化を遂げていく、そういう状況をつくりあげるにはなにをおいてもこの町の職員のあるべき姿、また町の将来をどう描くかという強い信念をもって、この業務に取りかからなければこうしたことは安易にできることではないという、そういう思いの中から現在の町の職員に対する叱咤激励かと私も受け止めております。松下議員が御指摘をさせていただくように、我々の職員の姿勢として、やる気があるのかないのかそれを問うだけではないと、今の状況が悪いうんぬんを指して言うことではないという前段のもとで、将来この町をどう考えるのか、一人ひとりの職員の意欲、その意志を問いたいと、こういうことだろうと思います。私ども今まで町行政を進めるにいたっても、今申し上げられたような言葉を出されるという思いは、やはり今現在までも町の職員としての姿勢ですとか対応に満足をされてみえないのであろうと思います。そうしたことからこうした意見が出されるのであろうとも思っております。したがって、そうしたことを、我々が軽く捉えて、そしてそれを鵜呑みにするというようなそんな軽率と言うか、そんな

軽い気持ちで持ってこれを聞き置こうということは当然考えてもおりません。したがって、今問われるような状況が将来心配をされないような向きで職員一人ひとりがそれぞれの対応、意識そうしたものを高める中で、今まで以上にほんとに目の色を変えてですね、危機感を持ってこれに取り組んでいく、そういう姿勢は当然今まで以上に必要だろうし、これからそれがなければ、心配されるように消滅の方向に、また衰退の一步をたどる、そんな方向に進んでいくんであろうと、決してそんなことがあってはならないという強い信念を持って、業務を遂行するように、私をもちろん中心にしてそうした方向を目指していくことは、我々にとっての責任であろうと思っていますところでございます。

3 松下 そういってお答えをいただきましたので、もう少し具体的なお話をさせていただきます。今までの行政のあり方というのが全国一律手法で進められてきて、それをなんとか変えていかなければいけないという認識もでございます。今私、庁舎内を歩かせていただいた中で、いろいろな職員さんとお話した中で1番思う点、これはどうだなというお話がちょっとありました。ちょっとお聞きしますが、各課で当然各課長と執行部の話し合いというのが当然されて、連絡というのがあると思うのですが、その辺についてはどういうタイミングで、どういう時期に、どのくらいの頻度でそういう会議をもたれているのかお答えください。

副町長 今、課長以上の会議ということで、課長会議というものを月2回実施しております。ほとんど、月だいたい2回以上課長会議をやっております。その中で重要案件につきましては、それぞれの課から出てまいりますので、それについて共通認識を持つということでやっております。それから各課全体に周知徹底する事項でない、例えば企画課と副町長、あるいは町長との協議の中で進めていくものにつきましては、随時ですね、必要なときにそういう会議というか打合せをやりまして、それぞれの意思疎通、それから方向性の決定づけをやってるという状況でございます。

3 松下 今のお答えをいただきましたけど、私まだ不十分だと思って感じております。ぜひ、これから前向きに進むということであればやはり職員同士のコミュニケーション、また課同士のコミュニケーション、今回の予算編成を見させていただいた中でも、やはり各課合同で企画された事業もありますけども、各課で言わしていただければ、課長さんと職員とのコンセンサスもできていないところも多々見られますね。やっぱり職員全員で物事を進めということになれば、当然皆さんで同じものを共有する。秘密事項みたいのがあれば別ですけど、そんなこともないと思いますのでぜひ、課の中でもそうですが、やはりコミュニケーションを多く図ることがやっぱり前を進むということについては1番私は大事なものだと思っておりますので、ぜひそういう方向性で頑張っていたきたいと思っております。いろいろ申しましたけども、町の主役というのはやっぱり町民であるわけです。行政はその条件や環境を整えるのが行政の仕事だと思っておりますので、先ほど町長のほうからお答えいただきましたように、既成概念を取っ払って町民のために一生懸命頑張るんだというお答えをいただきましたので、もし4月、来月ですね、地方統一選挙がありまして、私が議員にまた立候補したいと思っておりますが、通ればまたこの点についてはどしどし御質問をさせていただいて、皆さんと一緒に、私は町政に携わって頑張っていきたいと思っておりますので、1つよろしく願いいたします。これもちまして、私の一般質問を終わります。

議長 これでは、松下好延君の質問を終わります。

議長 次に、11番土屋浩君の質問を許します。

11 土屋 それでは通告に従いまして、産業振興について、設楽ダム事業に関連する設楽ダム関連事業と、設楽ダム森林資源活用プロジェクト会議の2点について、設楽町の考え方、具体的な施策をお聞きしたいと思います。設楽町における産業振興は、長年の課題であり、将来のこの町の姿を形成する上にも大変重要な取り組みだと思っております。定住促進を考える時、雇用の場の確保は必須の課題であると思っております。しかし、先ほどもお話がありましたようにこの3月末を持って町内の2事業所が撤退されるということですので、大変残念に思っております。このような現状を見ますと、この地に即した雇用の創出が急務の課題であると思っております。一方、設楽ダム建設事業に関しましては、一昨年末の大村愛知県知事による方向性の決定を受けまして、ダム事業の継続が決定され、今後は、設楽町が建設同意をするにあたって国、県と交わした建設同意のための確約事項の内容に沿う形で進められていきます。その中には長年、大変長らく議論がされてきました37項目の事前確約事項も含まれており、間違いなく実施されていくものと考えています。設楽町にとりましては、設楽ダム事業は、様々な考え方の基に計画されていますが、とりわけ、産業振興は大きな目標であったと思っております。横山町長の発言をさかのぼってみましても、ダム事業を起爆剤として、地域産業の活性化と産業振興に繋げていくということであったと理解をしています。そこで今日は、設楽ダム事業がどんどんと実施されていく中で、どのように将来の設楽町の産業振興に繋げて行くのかをお聞きしたいと思います。

それでは最初に、設楽ダム関連事業についてお聞きをします。現在、設楽町内を見まわしてみますと、いたるところで設楽ダムに関する関連の事業が行われています。私たち津具に暮らすものにとって悲願でありました、県道設楽根羽線の工事も何カ所も同時に進められていますように、その進捗のスピードは、私が考えているより格段早いものです。私達もスピード感を持って臨まなくてはならないと考えます。現在、ダム関連工事の本格化に伴い、建設業など工事に関連する産業の生産活動が高まって経済効果が生まれてきています。そこで、お聞きをします。設楽ダム事業が本格的になった現在、どのような施策や考え方を持って、地域産業の活性化や産業振興に反映させていくのかを伺いたいと思っております。

次に、先日、設楽町商工会よりダム関連工事において、出来る限り地元のものを使っていただきたいという趣旨の陳情をダム工事事務所にされています。そこで、地域の活性化には、地元消費の考え方は最も重要と思っております。そこで、地元のものを出るだけ使って頂けるような取り組みについてどう考えるのかを伺います。

次に、設楽ダム森林資源活用プロジェクト会議についてお聞きをします。この3月議会を以て私も議員2期目を終わるわけですが、このテーマにつきましては、これまで何度か質問をさせていただきました。これまでは、ダム検証中ということでしたので、この会議自体進捗をしてなかったわけですが、ダム事業が本格的に進められるようになって1年経過しましたので、現状をお聞きします。このプロジェクト会議では、新しいダムづくりの一環として、設楽ダム建設により発生

する5万6,000立米という大量の木材の有効活用という設楽町にとって産業振興に繋がる部分と、3万1,000立米という枝や葉という売れない部分の木質資源としての新たな活用方法を考えるという、設楽町地域新エネルギービジョンに繋がる部分があると考えています。そこで、設楽ダム事業が本格的に進められるようになって1年経過した現時点において、設楽ダム森林資源活用プロジェクト会議の現状はどのようなものとなっているかお聞きします。

次に、ダム対策室を通じまして、設楽ダム工事事務所に問い合わせをしました。1年経過した3月時点において、水没する300ヘクタールの山林の内、2.4ヘクタール、水没エリア外の山林3.4ヘクタールが設楽ダム関連事業として伐採されたということです。私は皆伐された場所の横を通ってこの役場に来ていますので、皆伐された面積の大きさを見ますと、300ヘクタールというものがいかに広いかということを実感します。そこで、現在関連した工事が進められ、大量の木材が伐採されていますが、新しいダムづくりの一環として、設楽ダム建設により発生する大量の木材の有効活用という考え方に基づいて、どのように有効活用されているのかをお聞きします。

次に、このプロジェクト会議における3万1,000立米の枝や葉という売れない部分を木質資源として新たな活用方法を考えるということについて伺います。現時点で、この木質資源として新たな活用方法として、この会議ではどのようなことが検討されているのかお聞きします。

次に、設楽町地域新エネルギービジョンと併せてお聞きをします。この課題は、平成18年の設楽町バイオマス利活用調査にはじまり、設楽町地域新エネルギービジョン、そして平成22年策定の木質バイオマス利活用重点ビジョンへと繋がっていきます。私自身、山間地の新しい産業として大変期待を持っていますので、これも何度か質問をしてきました。これまでの議会における答弁としては、設楽ダム森林資源活用プロジェクト会議において、事業化の方向性を考えるということであったと、私は理解をしています。昨年の6月議会において企画課長が、ダム建設を契機とした新たな地域振興モデルの構築が訴えられている、具体的には設楽町が検討してきた木質バイオマスの小規模な発電の熱利用を伴う、地域エネルギー循環システムの構築の実証を目指したい、という議会での答弁をされていますので、このことを持って長い間時間をかけて検討をして来たエネルギービジョンの現在の方向性であると思っています。そこで、このプロジェクト会議においては、実証実験も予定されております。先ほど申し上げた設楽町として目指す到達点も示されています。今後、その方向性にそって実施されていくのかをお伺いして1回目の質問とします。

ダム対策室長 それでは、ダム対策室から関連のところを答えさせていただきます。まず1つ目、設楽ダム関連事業についてお答えさせていただきます。平成21年12月より、政権交代により設楽ダムの再検証が行われ、平成26年4月の国土交通大臣の設楽ダム継続とする方針により、設楽ダムの本体工事や付替道路工事など様々な工事が進められているところです。議員がおっしゃられるとおり、工事に伴う燃料や物品を地元で調達していただければ、設楽町内の商工業の活性化のためになると思います。そこで平成26年9月11日に新城市の工事事務所において、工事事務所長さんへ設楽町商工会長が役員の方々と共に、燃料や物品を地元で調達していただくよう要望書を手渡した時、議長とともに町長も同席し、町と

しての思いも伝えたとところでございます。また、設楽町商工会パンフレットを工事事務所内に置かしていただき、設楽町内の事業者の宣伝に努めております。今後、ダム関連工事が進められていけば、作業所や作業宿舎等がふえていくことが予想されますので、町有地や空き地等の状況を把握し、事業所や宿舎等が町内にふえていきますようダム工事事務所と情報交換をしていきたいと思っております。また、国と地元の物を使う協定などを考えましたが、国としては、建設工事の発注の際に特別に地元の物を使うことを明記することは違法性があり、公平性を担保できない可能性があるとのことでした。町としてもこうした状況を理解しているものの、引き続き地元消費をして頂けるような施策を国に働きかけてまいります。

2つ目の、設楽ダム森林資源活用プロジェクト会議についてでございます。設楽ダム森林資源活用プロジェクト会議は、設楽ダム工事事務所が事務局となり、国・県・町の関係行政機関で組織するプロジェクト会議で、目的は、ダム事業により出て来る大量の有価物による木材市場への影響把握とその対策、非有価物等の利活用と有益化、常に水につからない常時満水位から買収ラインであるダム天端高間の広葉樹への樹種転換と維持管理について検討を行い、ダム事業が地域の林業振興や山村振興等へ協力できること、また、将来に繋がる森林活用について考えるとともに、愛知県・設楽町の関連施策との連携などを議論し、事業化する事を目的として平成21年5月28日に設置され、勉強会が3回、準備会が1回開催されておりましたが、政権交代によるダム事業の再検討のため中断しておりました。平成26年度は、今月17日に勉強会、20日に検討会が開催され、伐採計画（案）や実証実験（案）について検討がされる予定でございます。今後は、実現に向け内容を研究し、具体化できるよう国に働きかけてまいります。

水没する300ヘクタールの山林のうち、2.4ヘクタール、その他工事で3.4ヘクタールが伐採されたが、どのように有効活用されたかということですが、伐採されました立木は、水没地で2,600本、水没地以外で4,600本、合計7,200本でございます。伐採された木は、用材、パルプ材、チップ材、固形燃料、土壌改良材等に利用されていると聞いております。今後、破碎処理施設の建設についてのあり方をこの会議で検討していきたいと思っております。

現状での木質資源の新たな活用方法として、どのような事が検討されているかということですが、先ほど言いましたように、ダム事業の再検討のため中断しており、今年度、これから勉強会・検討会が開かれるところでございます。方法としまして、マテリアル利用として肥料化、飼料化、木質素材、工業原料、エネルギー利用として、薪、ペレット、チップ、燃焼、ガス化、液体燃料化、炭化等がありますが、どの方法が設楽ダム事業で出てくる非有価物の処理に適しているかはまだ検討されておりません。今後、この会議で町として最良の方法を協議してまいります。以上です。

企画課長 昨年の6月の議会の答弁のこともありますので、木質バイオマスの小規模な発電と熱利用を伴う地域エネルギーの循環システムの構築に関して、企画課からお答えさせていただきます。議員のおっしゃるところの実証実験は、先ほどダム対策室長がお答えしましたように、まだ内容としては何も決まっているわけではありません。国のほうで示されたものについては、伐採方法とか非有価物の活用ということで、これからモデルケースを検討していくという段階であります。私も実証実験をお願いするならば、先ほど議員が言われとるとおり、ガス化発電、

熱利用と発電事業をやっていただきたいなど、そのチャンスがあれば積極的にお願いしていくという答弁を6月議会ですてしております。

また、議員が提案する設楽町には、木しかないじゃないか、それを活用しないで活性化ができる訳がない、とする持論には私も大いに共感するところでありませぬ。しかしながら、なかなか前に進んでいないのが現状でありますので、ここで少し整理をしたいと思っております。再生可能エネルギー、特に木質バイオマスエネルギーの地域における有効活用は、平成20年度の地域新エネルギービジョンの策定を皮切りにこれまで検討を進めてまいりました。特に昨年度においては、御承知のとおり、林野庁の木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業の採択を目指したものの、結果としては不採択に終わりました。不採択になった理由について、木質バイオマスエネルギーの活用により、どのような地域を目指すのかという基本的な部分が不十分だった、ということをおもっておりまして、昨年度後半におきましては、それを補うべく、愛知県内の三遠南信地域における木材ビジネスの実態や可能性、森林資源の現状把握を行い、併せて再生可能エネルギー、または森林資源を活用した地域振興の先駆的な自治体の調査を実施してまいりました。その調査の際、繋がりを持ちましたのが高知県四万十町森林組合であります。四万十町の地元産材の価値を高める取り組み、また先ほどの林野庁事業の採択を受け、小規模発電の導入をめざす取り組みに着目して視察を実施したところ、四万十町森林組合関係者も産業都市のイメージが強い愛知県での森林資源活用の動きに興味を持っていただきまして、当町へ組合関係者が2度訪れ、設楽町産材を使って四万十町森林組合が持つ技術で試験的な商品を製作するなど、先進地が持つ様々なノウハウを得て、現在の町内事業所が持つ技術、機能を活かした事業を模索した訳であります。現時点において具体的な事業の創出にはいたっておりませぬ。しかしながら、昨今の地方創生の事例を見ますと、木質バイオマスエネルギーの有効活用も多く見られることから、木質バイオマスエネルギーが持つ、他の再生可能エネルギーに無いポテンシャルを踏まえ、当町の地方創生の鍵を握る、有数の資源であることは確かであります。また、来年度の固定買取価格制度の改定におきましても、未利用材を使用した発電の売電価格が2,000キロワット以下の施設の場合、40円ということから、再生可能エネルギー先進国であるヨーロッパと比べても高水準な金額が示されていることから、木質バイオマス発電、とりわけ小規模の発電への期待感が高まっております。さて、先ほどダム対策室長が申し上げたとおり、国による設楽ダム事業の検証後、設楽ダム森林資源活用のプロジェクト会議は一度も開催されておらず、実証実験のお願いはできていないわけですが、来年度においては、こうした様々な背景、さらにはこれまで7年間にわたり蓄積された情報ですとか、人脈をフルに活用しまして、来年度は具体的なアクションを起こすべく、町内外の有識者や関係者による研究会をスタートさせます。発足にあたっては、昨年度施行しました省エネルギー、再生可能エネルギーの推進基本条例の趣旨を鑑みまして、小水力ですとか太陽光といった他の再生可能エネルギーの活用も合わせ、地球温暖化対策と地域振興策を融合させた施策の展開をめざしたいと考えております。近々、プロジェクト会議の17日に勉強会、検討会が月末に開催されるとお聞きしましたので、積極的に実証実験の中に小規模な木質バイオマスの発電事業、熱利用事業の実証を組み込んでいただけるように積極的にお願いしていきたいと考えております。

町長 私から御質問の内容の中で、ダム事業に係る地域への産業振興にどう絡めていくかという点につきまして、お答えをさせていただきます。御承知のように設楽ダム建設計画は徐々に動き出している現在、関係する建設現場等が数多く見られるようになってまいりました。こうした状況と相まって、大小の建設工事が発注されてきておるところでありまして、町内の業者さんは元より近在地域のエリアからも関係企業者が工事参入される機会がふえてきていると思っております。こうした中で、町内におけます商業者等への物流効果とか、これに関連するなりわいとしての活性化に結びつくための形として、これにつながるようにするためにも町として強く意識をもってこれに向けた状況をつくり上げることが必要であろうと思っております。直接、ダム建設工事を担う設楽ダム工事事務所にこのことを重視していただいて、ぜひ効果があがるように要望し、また働きかけをしてきているところでもございます。これにはダム建設を受け入れる際に、町の思いとして地域の産業への活性化につながるような配慮をすることという用件を付して、こうした中で受け入れた経緯があります。したがって、今後これへの明確な取り扱いがなされるように引き続き訴えてまいる所存であります。また、具体的な手法といたしまして、既に設楽ダム工事事務所に工事発注される際に、落札業者に対して直接地元の産品とか関わりのある商業施設等を積極的に使用、また購入されるように協力を求めているところでございます。町といたしましても、今後におきまして、その効果ですとか実績等について確認がされるよう働きかけをし、目に見える形で現れるよう努力をされることを促してまいりたいと思っております。以上です。

11 土屋 私、ダムのことについては議員になってからずっと、設楽町がどういう方針で受け入れをするのかをずっとみてきました。今町長がおっしゃられたとおりで思ったと思います。可能な限り地元のものを使っていただく、私はなんかルールをつくってもらいたいとほんとは思っているのですが、違法性があるそうだといいことですので、1つ、平成25年ですか、9月の議会においてお名前は言いません、同僚の議員の方がダムに関連して質問をされております。これは津軽ダムというところのことだったと思います。私も大変興味があったのでネットで調べたりなんかをしたわけですが、経済波及効果の調査をどういうふうにするのだという取り組みが出ております。そこにはですね、どんなものを調達するのかということ、どこで調達をするのか、人材をどこから雇ってきたのかというようなことが調査をされております。これをやるとどんなものが地元で用意ができて、どんなものができないのかということがわかると、どれくらい地元の人を雇用したのかもわかるということだそうです。これは、先ほど町長もそんなような話をされておりましたが、ぜひやってもらわないといけませんし、町としてこれを今もう1年過ぎましたね、1年過ぎた段階でどれくらい、例えばお弁当1個でもいいですよ、波及効果がどれくらいあったということぐらいはやっぱり把握をしないと何のために受け入れたかわかりません。こんなことは少しはやってみえるのでしょうか。

ダム対策室長 議員のおっしゃる津軽ダムの方式と申しますか、それは存じております。今工事事務所にこういう津軽ダムの様な方法があるということで、こういうこともできたらやってほしいということは所長ではないのですが、私のほうからもそういうことは申し入れてあります。以上です。

11 土屋 ほんとはですね、私は工事事務所とか県の方に直接どういうふうに思っているかということをはんとはしたいのですね。約束の上に成り立っている話ですので、約束をして受け入れをして今さっき町長が言われたとおり、地域の経済だとか産業にできる限り効果が上がるような形でという約束のもとに受け入れをしているわけですね。1年が過ぎたわけですから、本来は、私、直接聞いてみたいなと思っておりますが、今、対策特別委員会からはずれておりますので聞く場がありませんので、町に聞くという形でお聞きをするのですが、これはやっぱり経済効果のことは、ちゃんとやっていただいて、津軽ダムのところの課題で、記者発表とかをすることによって情報が共有されて、もっともっと効果が上がっていくんじゃないかということや、継続をして毎年調べることによって公共工事による経済波及効果というものの情報が、皆さんによく受け入れられるのじゃないかと言われております。これはぜひ、必ずやってもらうような方向で、これはここではお願いをするしかありませんので、必ずやっていただきたいと思っております。これにも少し関連するのですが、設楽ダム森林資源活用プロジェクト会議についてお聞きをするわけですが、今さっき対策室長のほうから答弁があったわけですが、新しいダムづくりの一環として大量の木材の有効利用をするのだということがうたわれております。どこにとって有効利用されるというふうに考えておられるのかちょっと答弁してください。

ダム対策室長 それはもちろん町にとってでございます。

11 土屋 私もそう思います。設楽町にとって有効活用がされるという約束であったと思います。私ちょっと今、設楽の農協から下の、津具へ向かっていくところに、設楽根羽線に関連した工事が、何カ所もやられてるのです。ちょっとそこへ行って調べていただいたのですが、少なくともここの中で木をものすごくたくさん切ったのですが、設楽の業者さんが切られたところは農協の下の1カ所だけです。あとはよその業者さんが切られてます。いいですか、有効活用するという約束のもとにやっているのですが、どこの誰がいつ切って、どこへ持っていったかわからないと、これ現状です。どういうふうに説明をされます。

ダム対策室長 木の行き先といいますか、私どものほうでも工事事務所のほうでしかはっきりとわかっておりません。どこへ行っているかということまで把握してはおりません。

11 土屋 お聞きしたいのはそういうことではないですね。設楽町にとってダムを受け入れるに当たって、産業のために木も有効利用するのだということを約束して受け入れたはずです。約束して受け入れたはずの産業振興につながる部分が、よその人が来て、木をかってに切って、よそへどっかに持って行って、設楽の人は知らない、これ役場も大体把握してないとおかしくないですか。役場の人は誰が切ってどこへ持っていったかぐらいのことは調べて、ほんとはわかっていないと私はいけないと思う。そうでなかったら何のためにこの約束をしたのですか。ちょっとお答えをいただきたいですが。

ダム対策室長 議員のおっしゃるとおりだと思いますが、今の時点でまだプロジェクト会議等では、これから出てくる件についてまた、それぞれ有効利用等考えていきたいと思っておりますが、今現在行われている工事について、まだその木についての有効利用等はされていないということでございます。今後、御指摘のような点についても、しっかり把握できるように努めてまいります。

11 土屋 明日からやるなんていう話をしているはいけませんので大至急取りかかってくださいね。ここに愛知県の例です。愛知県の例で、工事における木材をどうしているかという要領があります。立木発生材の取り扱いについてということです。これは工事によって、県が買収した木をどうするかということです。これは、立木発生したものについての売却について三河材流通加工事業共同組合、ホルツ三河のことで、契約を締結し、所内の立木発生処分要領に基づき実施をしている。これは切ったらホルツ三河持っていけということです。売れるものは持って行ってそこで売れと。こういう契約をしているのですね。国ですので、法律違反になるのかどうかは、ちょっと私にはわかりませんが、少なくとも設楽ダム工事に出てくる木は、設楽町森林組合を窓口として委託販売契約でも結ぶくらいの話し合いがあっても然るべきと思いますが、その辺はどうです。

ダム対策室長 森林組合でというお話でしたが、その先につきましては、ダム工事事務所に権限がありますので、そのような意向について、あるということは工事事務所のほうへ伝えていきたいと思えます。

11 土屋 対策室長が答弁していただいたとるわけですが、林業についての産業振興ということで、どうですか産業課長、どんなようなお考えをお持ちでしょう。

産業課長 地域にありますそういった森林資源を有効に活用して地域内で雇用に繋がったり、地域での経済が循環していくということが大事だと思っております。ダム事業につきましても、大きな面積で伐採がこれから始まりますけども、伐採また運搬、また販売といったいろんな業務があると思えます。そういったところでまた森林組合、もし携われるところがあるとすれば、ぜひ携わってほしいのですけども、得意とする分野のほうの力を高めていただきまして、携わっていただきたいと思っております。現在におきましても、国・県のそういった道路工事におきます、伐採工事も数本請け負っておると聞いております。そんな中で、森林組合としては営業活動とかそういった情報収集だとか、そういったものに努めていただきまして、ぜひ参入していただきたいと私のほうは思っております。以上でございます。

11 土屋 営業しろということですけど、ほんとはですね、この町の産業のために受け入れたという経緯があるんですからそこに沿ってやっていただくのは当たり前のことで、ダム工事事務所の方、傍聴に見えておりませんのであれですが、ほんとはですね、その様にやっていただくことを前提に私は調印というか同意をしたというふうに思っています。町長どうです。

町長 御指摘をしていただいた中にあるとおり、このダムを受け入れる際に、補償を受けて買い取りをされる、その買い取り方法をどういう形で補償されるかという当時からそういう原点の段階で協議をしてきた経緯がありました。その時に、立木のまま補償をするという案とそれから立木所有者がみずから切って、自分たちの収益としてあげるために自分たちの力で市場へ出していく単価といろいろ協議を重ねる中で、結論は立木のまま補償を受けたと。その補償を受けた立木は誰の所有になるかと当然のことながら国所有物になる。その国所有物になったものをいずれにしても誰が切るにしろ、出すにしろ、国にしろ、個人にしろ、とにかく切ってその町の中にある材を動かすということについては、何らかの関わり、何らかのというのはそこに関わっていくことがおきてく、それに携わる状況というものがついてくるということで、それをどう生かしていけるか、そこを町とし

て注視をして、町のためになるような方向づけでもってこれを決めていく。そういうことを踏まえて活性化につながっていけるように配慮することを申し上げてきておりました。結果が、ダム湖全体の水没エリアになるエリアの中の全体を捉えての話をしている状況が今までそういう状況で進んできておったわけです。ところが一方では、付替道路計画が先行してきた、付替道路計画を先行してきたということになると、その道路エリア内の関係するところだけが先行で立木が切られて国が補償したものだから、国がみずからの判断で業者を通じたかどうかはわかりませんが、対策室長が言っているようにどういう流れでどこへ行ったかわからないというそんな現状が起きてしまったということは事実かと思っております。しかしですね、それをこのまま、ずっとその方式でやっていくのかということになるのであれば、これは町がはなから望んでいる話ではありませんので、やはりこれから始まるダム湖エリアの全体の立木の処分方法については、今、御指摘をされてみえるように、何らかの形で町の意向が組み入れられて、そこへ参入が、参入というのは処理の方法だとか、その行き先がきちっと町に還元ができていけるような状況をつくり上げる取り決め等もこれから必要になると思います。より具体的な手法は、今御指摘していただいた、例えば愛知県の事例等も参考になるかと思えます。そうした中で設楽町が立木をもってどう動かしていくか、どういう関わりを持つかということころへで、町の中に少しでも還元して、利益として残っていける、そういう方向を取れるように町としてもきちっとした状況をつくりあげるように、これからする必要があると思っておりますので、その方向に向けて進めてまいりたいと思っております。

- 11 土屋　そういう方向に進めていくのだという力強いお言葉ですので信じていきたいと思っております。木を切るだけじゃなくて設楽町の中にも、運送される方もみえたり、いろんな方がみえます。関わり方はいろんな形であると思えます。例えば設楽町内のトラックでないと排出できないとか、それぐらいのルールはつくっても良いのではないですか。それと、これ正式な話ではないですが、例えば、水没するエリアの木を、設楽町が有効利用するのだということによって全部いただくというぐらいの考え方、私はあってもいいと思っております。可能性としてはないことないとは思いますが、ただ木を切ったりしないといけないので、どちらが得なのかというと、今は木を切るほうがけっこう金がかかるので、売っても切り賃のほうが高いということは起こり得てしまうのでどっちが得かはわかりませんが、ダムに沈むところの木を設楽町がもらって有効的に使う、いろんな先ほど話があったような四万十の森林組合ですか、天板なんかをつくってみえますが、ダム湖からでてきたものとして水のありがたさを伝えるということで、私は例えば東三河の小学校の1年生の子は全部その天板を使ってもらうような話をしたらどうかと思っております。そんな話ができるのであれば、ものすごく将来の産業にもつながっていきますし、ぜひ考えていただきたいと思っております。答弁は結構です。そのような話をちらっと聞いたことがありますよという程度のことです。ですので、一度もらうような話をしてみてはどうですか。私はそれくらい言ってもいいのではないかと思います。

次に、プロジェクト会議の中で、私聞き及ぶところによると、先ほどちょっと対策室長が言った堆肥化の話が出ているようなことを聞いたのですが、堆肥化の話がメインということではないですね。

ダム対策室長 方法として堆肥化もあるということです。検討項目の1つでございます。

11 土屋 堆肥化と聞いて私、枝葉の有効利用ということを今、日本人に聞いてですよ、日本中の人に聞いて多分日本中の9割以上の方がバイオマスを想像すると思っています。堆肥化がバイオマスではないという話ではないです。ただ、1番今考えられているのはやっぱり発電をして熱エネルギーを利用するというようなところがメインだと思っています。会議が進んでないということです。私はどうしてもっと早く進まないのか、そんなことをしているうちに終わってしまうのではないかとものすごい危機感を持っているわけですが、その中で、国・県に対して、設楽町は先ほど企画課長が言われた方向到達点も目指すところもあるわけです。このことについて、設楽町はここを目指しているのだということぐらいは伝えてあるのですか。

企画課長 先ほども申しましたとおり、今年度というか検証が始まってから今までに一度も会議が開催されておりませんので、そのことは伝わっていないと思います。

11 土屋 伝えないと何事も進んでいかないので、私はどうしてこの会議が早急に開かれないのかもものすごく疑問に思っているのですが、その開かれない理由というのはどこにあるのでしょうか。

ダム対策室長 プロジェクト会議の本会議といいますか、勉強会は開催されておりませんが、事前の関係者打合せということで、今年度は2回ほど開催して今度3月に向けての勉強会、検討会を開催するという方向でございます。

11 土屋 役場の方にね、これを言ってもお願いをするしか方法はきっとないのでしょうが、傍聴席のほう向かって言うわけではありませんが、よく聞いていただきたいと思います。県の方も国の方みえてませんが、設楽町がどんなことを思っているかぐらいのことは把握をしてもらわないと困ると思っています。ちょっと離れてしましますが、バイオマスの話、企画課長さっきものすごく丁寧に説明をしていただきました。私も調べましたが、設楽町がもれた事業ですね、選定の結果が出ているのですね、大阪府岸和田市と京都府宮津市というところが多分選定されたところだと思っています。選定された理由もネットで調べると出ています。ぜひ、将来に関わることで、設楽町がやっていることとどこがどう違うかぐらいのことは把握をして、ぜひこれはなんとか早めの実証実験のほうまでいっていただきたいと思っていますが、見通しとしてはどうですか。

企画課長 昨年の落選の件ですが、私どもが把握しているのは、似たような事業を提案した三重県の事例と四国の事例であります。結局、実証の合格をもらったのですが、実証できなかつた、というのはとりもなおさず、小規模の機械がないということであると思います。それと小規模のガス化と熱利用のトップ当選を目指して今準備をしております。

11 土屋 そのぐらい力強く頑張ってくださいね。ダム工事もだんだん本格化してどんどん進んでいきます。40年もかかっていますので、時代が変わってしまったり考え方が変わってしまった部分が私はあると思っていますので、どんどん柔軟に変えていっていただくことがいいと思っています。いろんなことを約束してダム事業を受け入れたわけですが、継続されてどんどん進んでいく、表現がちょっと悪いですが、設楽ダム事業を受け入れるということに関する、私は賞味期限が切れてしまう日が近づいてしまっているような感覚を持っているのですね。ここ2、

3年がいろいろなことの事業化も私は勝負だと思っています。強い決意を持って、ぜひ先ほどのような話もそうですが、なるべく設楽町内で完結するような話をしたいと思っています。これで質問を終わります。

議長 これでは、土屋浩君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。それでは10時45分まで休憩といたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時45分

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4番夏目忠昭君の質問を許します。

4番夏目 議長のお許しをいただきまして本壇より、第1回目の質問をさせていただきます。先般、同僚議員が同じような質問をいたしました。私はまた、基本的なものについてお聞きをしたいと思います。

設楽町まち・ひと・しごと創生総合戦略等策定の基本的な考え方についてです。国においては、人口減少、超高齢社会を直視し、待ったなしのこの構造的課題に対し対応するため、昨年、まち・ひと・しごと創生法を制定するとともに、地方の意見を踏まえて、12月27日に、まち・ひと・しごと創生総合戦略を閣議決定いたしました。そして、地方自治体には、創生法第9条及び10条に基づき、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（地方版総合戦略）を策定するよう努めなければならないとされております。この中には地方人口ビジョンの策定も含まれています。私は、待ちに待った日本国による画期的な国家戦略策定と受け止めています。現行の設楽町総合計画、平成19年度から28年度までの10カ年計画では、人口減少を想定した内容の計画ですが、この創生法に基づく国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略は、地方創生、人口減少克服という構造的課題に真正面から取り組むため策定されました。そして、地方版総合戦略には、国の総合戦略が定める政策分野を勘案して、1つ、地方における安定した雇用を創出する。2つ、地方への新しい人の流れをつくる。3つ、若い世代の結婚、出産、子育ての希望を叶える。4つ、時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する。この4つの政策分野を定めるとされています。この4項目の政策分野の実現を目指した、町長の基本的な考え方をお聞きします。これをもちまして、本壇の第1回目の質問とします。

町長 それでは、新たに国が政策として位置づけております、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定ということで、これの、基本的な考えについて御質問がされました。これについて、まず基本的な部分ということでお答えを申し上げます。まち・ひと・しごと創生法では、市町村に対して総合戦略の策定がなされるよう、努力義務として規定をされたところでございます。努力義務とは申しますものの、国からは、平成27年度中の策定を求められておまして、策定のための調査費として、市町村については上限1,000万円が国の26年度の補正予算として計上がされたところであります。当町におきましても、議会最終日に補正予算として、これを追加上程させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。この予算を活用しまして、設楽町総合戦略につきましても、27年度中の策定を目指してまいりたいと思っております。

設楽町総合戦略の策定につきましては、議員の言われたとおり、国の総合戦略が定める政策分野を勘案して、政策を定めることとなります。それぞれの分野について、来年度に調査分析を行いまして、その実行すべき内容について検討を進め、改めて当町における政策分野を定めて、具体的な施策としてまとめていくことになると考えております。そして、このまとめていく基本的な目指す方向といたしまして、まずは現状、設楽町の人口減少について、現在のままの推移で人口減少が続くとなると、2010年には5,769人だった人口が、2040年には半分以下に減少すると予測がされております。総合戦略では、これを何とか食い止める施策を盛り込むことが最大の課題となってくると思っております。今後しばらく人口が減少するのはやむを得ないと思いたしても、減少のスピードを緩めて、いずれは人口減少を食い止めて、持続可能な社会を維持していく。そして、この着地点を見据えて、ソフト事業、ハード事業を計画することが必要だと思っております。

ただ心配なことは、国全体の人口は、2008年をピークに減少がはじまっており、これを受けて国は、まち・ひと・しごと創生を進めていこうとしているわけですが、設楽町の人口は、昭和30年代から一貫して減少がずっと進んでおる状況であります。過疎問題の解決という目標を掲げて、これまでいろいろな施策を行ってきたところでありまして、一向に減少の歯止めがかからない。さらなる効果的な施策の計画と実施が求められていくという状況になっているところでありまして。

こうして人口減少を食い止めて、持続可能な社会の実現に向けては、1つには雇用の創出ですとか、子育て支援、そして安心安全なまちづくりなど、いろいろな対応が必要となるわけでありまして、これを進めるには、行政のみではできないことが多々あると思われまして、今よりさらに実効性のある施策が求められているということで、地域住民、産業界、教育関係者、さらには金融、労働関係、そして議員の皆様方、幅広い方々に御協力をいただいて計画策定を進めていきたいというふうに考えております。

具体的に、政策分野ごとの基本的な考え方ですが、国がっております、まちの部分でございますが、これは人口減少を見据えて、長期的な観点で、コンパクトなまちづくりが必要になるというふうにも考えます。今までは、行政区単位の活動が主となっておりますけれども、まちづくりを考えるに当たっては、例えば小学校区くらいの範囲で、地区の在り方を検討できるといいかということも考えます。地区ごとに必要な機能を整理して、まちづくりを進めたうえで、公共交通で他地区への移動も確保することが必要だと思っております。

そして、次のひとについてでありますけれども、現状の人口移動のままですと、消滅の方向に向かいます。現状より人を呼び込む必要があると思っております。具体的には、現状よりもUターンですとか、またIターン、こうした方々をふやすことが必要であろうと。そして、若者向けの定住住宅ですとか、例えば農地付きの空き家の提供ですとか、こうしたことを進めていくことも必要だろうと思っております。そして、田舎暮らしに興味のある若いひとはいるといういろいろな調査結果の中で出ていると聞いておりますし、そうした若いひとたちを定住に結びつける施策を進めていく必要があると考えております。また、少子化を食い止めるためにも、まずは定住した若者が、安心して子育てができる環境整備も構築する

ことが重要と思っております。

最後のしごとでありますけれども、これは現状を見ても非常に難しい問題だと捉えております。設楽町の資源を生かして、新たな雇用を生み出すということも検討していく必要があるし、また手に職を持った若いひとが定住してもらおうということですか、田舎での企業を応援していく、こうしたことも進めていく必要があると考えているところでございます。以上です。

- 4 夏目 私の手元のほうに昨年、平成 26 年 12 月 27 日の内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局代理内閣審議官山崎史郎さんの名前で、各都道府県知事あての通知の文書がございしますが、その中の 6 ページのほうで見えますと、政策の基本方向の例という中に、1 つとして地方における安定した雇用を創出するという中、その中に地域の産業構造や自然環境等を分析したうえで農業や観光など、雇用機会の確保や創出に、地域の特性を生かした産業政策に取り組む、とこういふふうに書いてあります。そして、同じく 12 月 27 日に作成されました、まち・ひと・しごと創生長期ビジョン、国民の認識の共有と未来への選択を目指して、という中の文書の 13 ページですけども、地方創生がもたらす日本社会の姿という中に、みずからの地域資源を活用した多様な地域社会の形成を目指す、と、こういうようなことで文章がのっておりますし、いろいろ多々書かれております。そうした中で、先ほど町長が御答弁なさった中の地域の仕事場の創設ですけども、もとこの創生法につきましては、再生という概念ではなくて、新たに田舎と、それから東京一極集中の日本の構造的な人口ビジョンからこれを、構造的に改善して東京一極集中、これを解消しながら各地方の特性並びに資源を生かして、そして地方のほうに人口を移動させたいという点において、均衡ある 2060 年くらいを目指して、1 億人前後の人口の維持を想定し、なおかつ持続可能なエネルギー、いろいろな政策分野を維持していくと。こういう相当大規模なものを想定しておるわけですので、そうしますとその中で、国が今 1 番重要と認めているのは地方の創生、すなわち新たな地域づくりを提案しとるわけでございます。その中で 1 番大切なのが地域において、地域の資源を再確認し、その中でその資源を使って、多様な仕事場の創設が可能であるということが言われているわけです。ところで私が、26 年 3 月議会で設楽町の活性化施策について一般質問したところ、町長さんの町内の有効資源の活用で職場創設は可能だと私が一般質問しましたところ、当時の町長さんは失礼ながら、何が町内の設楽町の有効資源なのか教えてもらいたいと思っていると、私ひとりの知恵と力ではなんともならないという答弁がありました。ただそれは 26 年 3 月時点の話ですので、それはそれでおいといて、もうすでにそれから 1 年経っております。いつの場合でもそうですけども、答弁されてからですね、ここのしごと創生法にも、PDCA、すなわちプラン・ドゥー・チェック・アクションが必要であるということではありますが、これは別に創生法が定めたから必要であるということではなくて、どの政策においてもそういうようなサイクルに基づいて、自己反省しながらそして、課題の原因を探って、そして新たなアイデアを募ってアクションを起こすという過程は絶対必要です。したがって、もう 1 年経っておりますので、教えてもらいたいじゃなくてすでにそのときから設楽町の将来をにらんでの相当な研究はされておるかと思っておりますが、その辺についてどの程度、町内の資源が仕事の創生につながるような可能性があるということで、町内で研究されたのか、その辺をまず伺います。

町長 町の中にそうした資源があれば教えてほしいという、私は尋ねるつもりではなかったわけですが、あるものをどう生かしていくか、そういう生かし方についていろいろ研究する余地はあるだろうという意味も込めて申し上げたわけでありませう。そうした中で今いろいろ御指摘をさせていただいておりますように、今回お言葉にあがったように内閣府が定めてこうした地域創生、直接自治体に取り組んでいく中にまち・ひと・しごとというような表現で言われておるわけです。これをより具体的に進めることを自治体みずからが構想を練って、その構想に基づいて、将来の地域のある姿というものをつくりだす。そういうことが必要であろうということで、そうしたものに組み込まなければ、何ら今までと変わることがない、もっと衰退をしていくぞとそういう懸念を指摘されたと理解しております。そうした中で、その後どういうふうに、私はこういうことが国から打ち出されたから改めてということではないものの、この地域にとって目指す方向というのを、私なりに常々将来を見据え、これからのまちづくりに向けた方針というものを思いとして持っているところがあります。これを進めるにつきましては、町民の皆さんたちに参加を促して、改めて設楽町総合戦略策定委員会、これを立ち上げる中でこれを進めてまいるということで考えておりますけれども、こうした総合的な手腕の中で、あえて私の町づくりとしての思いとして、目指す方針の一例を申し上げますとするならば、わたしは新たに興す町のある姿を、ひとが暮らし、集い、そして見て体験して楽しむ山里の原風景と。こうしたものを創出し、これを目指そうと考えております。その1つには、我が町には学校施設の充実化が図られていることですか、子供の医療費の軽減、18歳まで無料だということ、そして公営住宅の整備、促進、そして若者定住のための空き家を含めた定住住宅、さらには公共宅地を安価で提供を図ることなど、こうした子育てのしやすい環境と近在都市を対象とした就労の場として働くために、通勤がしやすくなる道路整備等を進めて、こうしたことにより移動がしやすい環境を整えて、これを進めることで生活基盤のエリア拡大を図っていく。そしてこうした町の魅力となる形を創出してこの町で定住できる環境づくりを方針として進めてまいりたいと考えております。

2つ目には、新たにひとが集えて体験型の観光、さらに自然を生かした健康レクリエーションが実感できる、健康と観光を兼ね備えた町づくりを目指してまいりたいと思います。具体的には、将来を展望する中で町の中央部に出現するダム存在を生かして、南の玄関口となる清崎地区へ郷土資料館を核とした道の駅を整備し、そしてここを拠点として旧田口線の線路敷の沿線で豊川、従来の寒狭川、この溪谷探索ですとか、また川でのレジャーとしての鮎のひっかけ漁ですとか、こうしたものを体験していただく。そこで一緒にバーベキューなどを楽しむ体験ツアーとか、また山での体験として我々の地域に昔からある例えば蜂ぼいとか木工製品の組み立て、さらには山菜野菜などの収穫体験を充実化を図っていく。こうしてまたダム湖畔でのスポーツ交流施設の整備とか自然の山岳をコースとした健康づくり登山など、こうした地域の環境を主体として多くの人たちが集える町づくりを町民の方たちのアイデアや協力をいただきながらこれを目指してまいりたいと考えているところでもあります。これを進めることで町内に限ることなく、エリアを広げた雇用の場の創出、そして町をめざして多くの方が、ここへ来ていただける。その中で若い方たちにも定住していただく。さらには地域間との近在

間を高めて、これと共に連携を図るなかで当町の存在感を強調して多くの人たちに移り住んでいただけることで発展につながるように、今後これに向けて努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

4 夏目 先ほどの26年12月27日の長期ビジョンの文章の中にも、町長が言われたようなことが書いてございます。ただそのところで、地方創生につきまして、将来の成長発展の種となるようなみずから地域資源を掘り起こし、それを活用していく取り組みを息長く進めていく必要があると。地域にないものではなく、あるものを探していくことやないものをチャンスと捉えてチャレンジしていくことが重要となると、こういうふうに書かれております。まずは、地域にあるものをまず、探してみたいかがでしょうか。地域資源というのは何が、教えてもらいたいと先ほど町長さんが答弁されましたけども、公の行政である町が、地域の資源を把握してないということ自体は、これはもう精神的な要するに貧乏といえますか、そういうことにつながっていきます。したがって、今まで、町づくりといえますと企業誘致というものに一本化されておりますが、ただこの創生法の中では農業や林業、観光、その他のサービス業、これらの潜在力を十分に伸ばせばまだ間に合いますよと書いてあるわけですね。私もそれは共鳴します。そのときに、地域の資源というのは、先ほどの同僚議員が言いましたように林業施策の中でもバイオマスの発電とかいろいろございますし、それから農業のほうでもいろいろと、要するに6次産業化もあります。こういうようなところで、現在気がついていない設楽町の資源を再発掘するという作業からまずはじめないと、地方創生である仕事場所の創生ができないと思います。町内におるものが気がつかなければ、今度は町外の方々の知恵と目を借りて、それを探索する、掘り起こすという努力が必要じゃないかと思うんですけども、るる、設楽町の総合計画をつくる際にも、いろいろな大学の教授だとかいろいろなところから来ていただいて、御助言をいただいておりますが、1つ一人の人だけではなくて、そういう専門的な知識を持った方々を5、6人招請してグループをつくっていただいて、設楽町の資源が何であるかということをもまず再発掘してもらって作業から必要ではないかなと、そこから今度はちょうど総合計画の平成28年度で終わるわけですので、基本構想と総合計画の基本計画をつくる作業も始まります。このまち・しごと長期ビジョンも27年中につくらなければならない。そうしますとまず、そういうような地域の資源の発掘の作業からはじまって、それらを今度はいろいろな方々、この創生法で基づきますと、産・官・学・金・労・言といっております。産は産業界、官は官公庁ですね、学は学校、金は金融、労は労働組合、言はメディア、ここまですべてこれらの方々の意見を聞きながら創生法に基づく総合戦略を策定をしてほしいと、こういうふうにいっております。その1番手が、今まで企業誘致だけに公共工事の集中工事だとかそれから企業誘致だけで頼っておった社会インフラの整備から伴うまちづくりを農、林、観光、その他のサービス、そういうようなところから潜在能力を十分伸ばして、そして地元の仕事の創生につなげてほしいといっているのです、まずは我が設楽町の眠っている資源が何であるか、この掘り起こしからはじめてほしいと思うのですが、その点はいかがでしょう、町長。

町長 今御指摘をさせていただきましたですね、地域資源の発掘という部分これももちろん必要なことだというふうにも思っております。当然今までにない我々が気がつかない部分を生かすことのできるそうしたメニューをやっぱり発掘して、そう

したものを表へ出してうまくこれを使っていく、これは必要なことだと思っておりますし、そのための資源開発また発掘ということにも力を入れていくことは大事なことだと思います。しかしながら、私申し上げたように今ある、うちの町にある特性、こうしたものを生かすことを一方では考える必要があると、そのために申し上げたように、今ある例えば学校の施設の充実から図られたこうした公共施設ですとか、そして住宅の整備等もこれから今あるものも利用して、さらに空き家の対策も講じていこうとか、そういう今までもあるものをきちっと町の財産として有効利用、活用ができるものを有効に使うことで町づくりを進めていく、そしてその中に言われたような新しい新資源があるとするならこれも生かす、こうしたことが必要であろうと思っております。その中に自然にある山ですとか川ですとかこうした自然の風景、町内にあるものも貴重な材料である、我々にとっては貴重な財産であろうと思っております。したがってこういうものをどうやって活用して使い切っていくか、それをうまく利用活用することで人の動きですとか将来に向けて今までにない形としてつくり表していくか、こうしたことへの努力が必要だろと思っております。そして発掘をしていくために外部の有識者の方々へ投げ掛け、また相談をしてみたらどうだというような御意見もごさいます。御承知のように、今回名古屋大学のそうした専門分野の有識者の皆さん方に我々設楽町と協定を結んで、こうしたものへの取り組みも進めようとしているところでございます。産、官、学、金、労、言、これは先日私東京へ出向いたときに石破地方創生大臣から直接承った言葉でもあります。よく承知をする中でこうした位置づけの方々と一緒にノウハウを生かす、そして我々のそうした人たちの意見を参考にしてこれからの目指す方向を築いてまいりたいと思っております。

- 4 夏目 その目指す方向性について、確かに町長言われるみたいに交流に伴う地域の創生だとか、それから若者定住、こういうものについての地域の創生、これも1つの方法だろうと思っております。ですが、やはりこれだけではこの創生法に基づく、また人口の減少を抑えながら、または微増に向かっていくというような行政の大展開にならないと私は思っております。したがって、まず第一にこの地域にある資源を大いに活用できるような体制づくり、そのためにはまず、地域資源の発掘であり、そして2番目には、それをどうやって生かすかという総合的な戦略が必要になってきます。先ほどの同僚議員の話も聞いてみますとやってほしいと思うところに役場全体で、各課長さんや各課長補佐、職員の知恵を総合してですね、戦略的に動いているとはどうしても思えない、指摘されてからこれから検討しました実施します、これが毎年毎年繰り返されておまして、今の時点からでも遅くはないものですからしっかりとした中長期のビジョンを実現するための役場全体の強力な組織づくりが必要ではないかなと、例えば私自身が言いますと例えばです、課長会があるならば今度は課長補佐会の中で課題を2つか3つくらい与えて、それをグループごとに専門的に通年的に、年度を超えて検討していくような職員の研究機関をつくるというようなところも必要です。それに対して、また学会から助言をいただくというようなところの組織づくりもいいでしょう。またそういうことも含めながらですね、先ほどいった交流人口をやるならば観光協会をもう少し法人化してですね、民間の資金も入れながら、また人的なものも入れながらですね、強力にやっていくような組織づくり、そういうことをしないと、現行のままですと口先ではそういっておりますけれども実際的には物事が動いてから

あとを追っているようなことばかりを設楽町やっているものですから、どうしても後追い三味線になりかねます。したがって、今の時点から結構ですので職員の能力を年間を通じて課題を2、3あげてですね、それを通年的に検討してもらおう組織だとか、それから観光協会を法人化しながらもっと町民を交えた全体的な観光行政をやってほしい、こういうようなことも考えていただきたいと思うのですが、その点はいかがでしょう。

町長 もちろんですね、今御心配をしていただいた件についてはすでにもう作業に入っております。町職員で全職員が時間をとってですね、将来のまちづくり政策の中に何が必要であるか、どういう方向を目指すのか、そうしたことを議論していただくためにそれぞれのグループワーク等構築してもらって、名古屋大学の先生の現状ですとか、また将来に向けた方向性等、いろいろ御教示を賜る中で職員一丸となってみんなが今すでにそういう作業に入っております。それはもう当然のことなのです。言われなくてもやるのが当たり前でそこがまず中心になってやらなければ誰がやるのだというところからのスタートになります。まずそれは基本でありますからこれをすでに進めておるということで御承知をいただきたいと思えます。そして観光協会の組織化、これも、すでに観光協会のあり方自体を組織化を図って今の体制をどう組み替えて、将来のこれだけ観光に力を入れて町の生きていく1つの方向性を見出すのであれば、当然のことながらこうした観光協会の充実度というのは図っていく、当然のことかというふうにも思っております。そうしたことも含めて、御指摘になられている状況等については逐次進めていっているところでもございますし、こうしたものをベースとして設楽町総合戦略策定委員会への意見の反映にもつなげていこうと思っているところでございます。

4 夏目 町長も御存知のように町制を進めるにおいては行政と議会は両輪でございますので、緊密なる情報交換が必要かと思えます。私、先般、昨年の初め頃、やはり職員の能力向上のために先ほど言ったような職員を通年を通じて、課題を2、3与えて検討していただくようなシステムをつくってほしいという提案をいたしましたところ、今、町長現行でそれを採用し、やりつつあるという御答弁をいただきましたので安心しておりますが、ただそういうようなことを、また議会のほうにも、現在こういうことをやっておりますのでまた協力をお願いしたいとかそういう情報の提供をもらわないと、私のほうにもやはり、なるほどやってくれとるのはいいんですけども、そういうものをもう少し早くほしかったなというところもございまして、これからはどんどん執行部のやっていることについて議会のほうにもどんどん情報を流していただいて、なおかつ外部に上手にPRするような体制もこれは整えてほしい、こういうふうになっております。そして最後ですけどももう時間がございませぬので、やはりこの先ほどのビジョンの文書の中に、移住希望者の視点に立って、雇用や住まい、教育等の移住の受け皿に関する総合的な環境整備を行うことが必要であると、こういうふうになっております。したがって、先ほど町長はUターンまたはIターンの人々をふやしていきたいというような御答弁がありました。そうしますとこの中にも書いてありますように、東京圏の若者世代の4割くらいは、将来的には田舎のほうに移住して田舎のほうの生活をしたいという希望者が4割くらいおるといふふうになってございまして、そうなってくるとそういう方々の、実際に希望する住居だとかどうい

うものを必要としているのか、そして子育て環境にはどういうことを希望しているのか、それから雇用、すなわち働く場所にこういうものがあつたらいいのか、全部が全部当町で全て用意できるわけではございませんが、せめてそういうような方々の意向調査ぐらいを、東京圏だけではなくって、いろんなところにやっていくようなことも必要ではないかなとこんなふうに思いますが、その点をお伺いします。

そして最後に、同じように地域活性化の成功事例を見ると、外部からの人材が我々設楽町の人々に気づきや刺激を与え、また地域密着企業等と協力することで新たな発想や活動の原動力になっていると掲げております。確かにこの地域におりますとこの地域の良さがわかりませんので、やはり外部の方々の目線で気づきや刺激を与えてもらうことも大切なことだと思います。先ほどの移住希望者の視点に立った調査、こういうものを含めて再度町長さんにお伺いします。

町長 調査を促す対象となる人を絞り込むのに、全国つつうらうら一般に調査を求めるといのはなかなか難しい話かなと思います。しかし、うちの町へ来てやはりこういう町のよさというか、今ある設楽町の状況を把握していただけるためにそうした人たちへ発信をしていく、そうした町の独自の発信網というかそういったPRにつなげていく、そういったものへ力を入れていくことは当然必要なことだろうと思っておりますし、冒頭私が2度目の質問のときに申し上げましたように、町の目指す方向というものを築き上げていく、その中に町の魅力というものは理解され、そしてそれがみんなに見てもらって、ここならいいな、こういう状況が整っておるところであるなら住んでみようかなと思えるような町づくり、そうしたものを目指し、これを進めていく必要があろうと思っております。これは本当に口で言うは易しですが、これを取り組み、本気になってこれを進めていくことで将来の町の行く末がかかってくる大きな課題だろうと認識をしておりますので、1つ私が提案を申し上げ、方針として考えておることを申し上げておりますけれども、こうしたことも含め、もっともっと広い意味で多くの人の意見も聞く中で、これを充実しまとめ上げていき、将来こうした戦略として位置づけていける方向をつくりあげてまいりたいと思っております。

4 夏目 もう町長は御存じかと思いますが、国としましても地域経済分析システム等の情報面の支援、そして地方創生人材支援制度や地方創生コンシェルジュ制度等によって人的支援、さらには税財政制度等による支援など様々な面において全力で地方を支えていく所存だと書かれております。したがって先ほど言ったみたいに移住希望者のアンケートや何かをする場合、こういうようなところに問い合わせをすれば、そういうような方々の要するに希望を聴取するような助言もいただけるのではないかなということも思っております。まずは動くこと、動いて資料を得ながら情報を発信してこちらのほうで戦略的な創生のものをつくっていただいて、人口の減少を2040年が半減するということではなくて、まだまだ5000人程度を維持してもらうように地域の創生の場の仕事の場をつくっていただいて、そして役場の内部では総合的に、または課題を解決できるような通年を通じた組織の構成をしていただくことを希望しまして、私は質問を終わります。ありがとうございました。

議長 これで、夏目忠昭君の質問を終わります。

議長 次に、5番渡邊勲君の質問を許します。

5 渡邊 それでは、通告に基づき当町の各種事業の戦略についてお伺いいたします。

今、設楽町では、各種事業が進み、計画されています。ダム事業に伴う事業に、歴史民俗資料館（仮称）の建設、ダム湖周辺整備事業、ほかに名倉保育園建設、地域づくり支援事業、特産品ブランド化推進事業、合併記念事業にミュージックフェスティバル開催事業、出会い応援団支援事業、ほかにも多くの事業が平成27年度計画されています。1つずつ担当課の職員さんが深く関わりますと、とても手が回らない。そのため、外部委託になり、業者任せで内容のないものになることが多々あります。新しい事をやろうとする時には、ビジョン、目標、すなわち将来の姿、到達点があり、次にミッション、そして戦略、ビジョンを達成するために何をするか、目標を達成するためにどの道に行くか、を探り計画実行に移すものです。このとき重要なのが、ミッション、戦略づくりの上手い、下手により、結果に大きく違いが出てきます。例えば、歴史民俗資料館の建設の例を取ってみますと、これは国の認定を受けた地域再生計画、住んでよし、訪れてよし、移住してよしの田舎ということで、北設楽郡創造計画の中で次のように書かれています。その内容は、隣接して地域特産の五平餅、鮎やジビエ料理を提供するレストランや農林水産品直売所を整備して相互利用者の集客をするとともに、地元経済の活性化を図る、と書かれています。また、何かの説明で設楽町の西の玄関として、名倉の道の駅アグリステーションのように人の集まる場所にしたいとも言われています。ビジョン、目標を描いてはいますが、そのミッション、戦略がよく見えてこない。建物の基本設計は今年度の予算に入っています。ミッション、戦略も同時に行うことがかせません。しかし、そうはいつでもこのミッション、戦略は簡単には出来ないのも事実です。やはり、建物をつくる時にプロに設計を依頼するように、その道の専門家に依頼することがかせません。その点、新総合計画策定に当たり、ファシリテーターの名古屋大学の教授、高野先生への依頼は、私は期待出来ると考えています。各事業のビジョン、目標とミッション、戦略についてお伺いいたします。

1、歴史民俗資料館の建設の集客動員予定とその戦略をお伺いします。

2、ダム湖周辺整備事業、ダム対策室からダム湖活性推進室に名前を変え、観光政策戦略を進めることを提案したいですが、いかがお考えかお尋ねします。

3、新地域づくり支援事業、どのように効果のあるものになるのかお伺いします。

4、合併記念事業にミュージックフェスティバル開催事業があります。来場者のターゲット、そして入場者予定者、入場数をどれほど想定していますか、お伺いいたします。以上、お伺いいたします。

教育課長 それでは、渡邊議員からの最初の質問でございます、歴史民俗資料館（仮称）の建設の集客動員予定とその戦略につきまして、御説明を申し上げます。現在運営しております、奥三河郷土館の入館者数でございますが、平成25年度の実績では、田口線電車見学を合わせて1,800人ほどでございます。現在、清崎地内で歴史民俗資料館（仮称）として、サークルK東側に建設を計画しております。この場所は、国道257号沿いでございまして、飲食店も隣接しております。通行する人々にとっては、視認性や利便性が大変良く、また用地を挟んで北側には豊

川の清流があります。観光資源としての活用に非常に適した地域であると考えられます。施設の概要としましては、来年度基本設計を行いますので、現在イメージとしては展示室、映像シアタールーム、それから情報ライブラリー、体験学習室と収蔵庫、そして調査研究室を設置いたします。また、屋外には田口線車両の展示というものを考えております。御質問の集客動員数につきまして、民俗資料館とその周りの施設、それらを含めたこのエリア全体を考えたときに、ピーク時1日の利用者数、これにつきましては、先ほど申し上げました施設の規模、それから駐車場の規模、そういったものから勘案しまして、ピーク時1日の利用者数を2,222人と算定しました。四季を通して利用できる施設という考えで、日最大率100、これに乗じた22万2,200人、これが年間の動員数と見込んでおります。この地域の中に道の駅といった商業施設もあります。このうちの2割の4万4,000人を、歴史民俗資料館の動員目標というふうに掲げております。この目標数値に向けて、特別展、伝承芸能等のイベント等の開催、それから生涯学習、児童生徒を対象とした体験教室、そういった講座内容を充実いたします。また、幅広い層の方に親しみを持っていただけるような展示内容を工夫してまいると。それから町外に対しましては、事業内容の啓発等積極的に行います。この地域は設楽町の玄関口でありますので、この地域から設楽町全域に発信できるような仕組みをつくってまいります。そういった形で、来館者の増員に努めてまいりたいと思います。以上です。

ダム対策室長 それでは、ダム対策室から2つ目について答えさせていただきます。設楽ダムを治水・利水・地域の環境保全のための多目的ダムとして、水を溜めるだけのダムとするのではなく、新たに出現するダム湖やその周辺の土地や環境を観光資源として活用し、設楽町のまちづくりの基盤とすることが重要であると考えます。ダム湖周辺には、八橋公園、川向公園、大名倉公園の3公園を含めた周遊地、また湖面の利用などを考え、周辺の山林などと合わせて総合的な景観検討も重要だと思っております。来年度から、清崎からダムサイトへ行く散策路を含めダム湖周辺整備を計画しています。作成には、庁内課を超えて職員を募り、検討委員会を立ち上げ、その中で議員の言われるような観光政策も十分考えた整備計画を考えていきたいと思っております。来年度機構改革を行い、企画部門とともにダム湖活性だけでなく、地域振興として全庁あげて進めていきます。以上です。

企画課長 企画課から3番目の新地域づくり支援事業についてお答えします。平成27年度からの地域づくり支援事業は、地域が抱える問題を地域が主体となって解決するということを目標とするもので、町の予算も人員も限られた中、地域における問題解決を、地域の方々の力を借りて進めるとともに、地域の活性化を進めようとするものであります。それでは、今までの制度からの変更点を簡単に説明いたします。今までの制度は、算定した交付金を全行政区に交付し、地域づくりの目的に活用していただける自由度の高い交付金でありました。各行政区で、環境美化や自主防災事業などに活用され、地域の方々が集まるきっかけになり、地域づくりに寄与できたと考えております。来年度からは、使い道に若干制限を加えまして、食糧費や個人に帰属する物品等は対象外とさせていただきます。また、全行政区に一律に交付するのではなく、行政区からの応募に基づき、審査を経て、交付を決定したいと考えております。使い道に制限を加えた代わりとってはなんですが、行政区の運営であれば自由に使える交付金を、行政区交付金という名

称で、別途、交付を考えております。これは、全行政区が対象であります。各行政区には、これまでのように集まって、地域の課題について相談し、知恵を出していただき、ぜひこの交付金を活用していただきたいと思っております。公開による事前審査と事後報告をしていただく予定をしております。地域による課題を真剣に考えていただき、課題解決の方策を地域全体で考え、実行していくことができるようになっていただきたいと、そういう期待と願いを制度に詰め込んだつもりであります。

4番目の合併記念事業、ロックジャムフェスティバルについてであります。この10周年の記念テーマを未来につなぐ設楽町と昨年定めておりますが、次世代へつなぐ、地域をつなぐ、大きなテーマを掲げております。

このロックジャムフェスティバルの目的は、音楽の力を借りて世代を超えて、地域が一つになることを目的として、幅広い年齢層の方が楽しんでいただけることがベターではないかと考えております。来場ターゲットということで、幅広い年齢層の方、町内外からということで、2,000人ぐらいの方に御来場いただければと考えておりますが、この事業を継続していくためにも、地域で音楽を楽しんでいただいている方々と実行委員会、組織を立ち上げて、皆さんと力を合わせながら、地域の方が楽しんでいただけるイベントになっていけたらと考えております。以上です。

町長 渡邊議員の御質問、中心的な狙いとしてそれぞれの事業に対してのミッション、戦略を問われたというところでございますが、私からはとくにこれから進めていこうとするダム関連事業のうちの道の駅整備構想について、その思いを申し上げさせていただきたいと思っております。これを進めることによります、集客等について先ほど教育課長から申し上げたところですが、22万2,000人って無茶苦茶な数字じゃないかと、ぱっと聞くとそういう直感をするわけですが、これはプロのですね、やはり裏付けをもって積み上げてきて、それを年間トータルをして周辺の川ですとか、これからつくろうとするレストラン、またコンビニ、そうしたものを含めて24時間エリアもずっとあるわけですが、そういったものを総合的に積み上げてくると、人の動きとしたらそういったような状況ができあがる。我々も期待をするところが大きいわけですが、そうしたことを大きく掲げていくことで、これに向けた事業を集中してやっていく、そういう覚悟であるということでございます。それとこれを整備することの目的につきまして、1つにはメインとなる民俗資料館の建設についてでございます。このダム水源地域整備事業の一環としてこれを位置づけ、設楽町の南の玄関口として国道257号線の交通量の多いところ、そしてその多くの方たちに来場しやすい場所ということで、ここへ建設することといたしました。この建設に向けては、既存の奥三河郷土館の老朽化が進んでいること、そして特に雨漏りですとか、これが弊害になり修繕を多く必要となってきたということがあって新たに建て替えが必要となっている、こうした背景がございます。これを建て替えるにいたっては、特に町の文化財保護審議委員会の皆さんからの多くの方たちに見ていただける、そして立ち寄っていただきやすい場所での建設が望まれておりました。そして貴重な展示物の保護のため、こうした必要となる充実した施設が必要だということで、この整備への期待を求められていたということもあります。そして、こういうことを考慮して今回この施設を

清崎へ移して、新たに建設をするということでもありますけれども、さらに多くの方たちの集客が望めるように、隣接のコンビニ、また食の提供ができる八雲苑さんが経営されてみえるレストランを再整備して、これと併合することで幅広い利用がされる。来場された方たちの利用向上にもつながることを期待して、これらと一体とした集合集客施設として整備をしようという思いであります。そして、さらにすぐ近くを流れる豊川、これの親水公園とも合わせて多くの方たちに立ち寄りいただける場所として、将来の観光の拠点となることを目的に町全体が自然を中心とした観光エリアとして、整備することで今までに増して、多くの方たちが設楽町へきていただき、それがけん引することで町の元気につながることを期待をし、これを進めてまいりたいと考えております。また、これらを核としてここから町内への観光情報等を提供して、とりわけ将来出現する設楽ダム湖を中心としたエリアでの観光スポットとしてこれを整備して、同時に町全体を対象とした関連ルートを確立し、多くの方たちに来町していただける場所としても整備をして町の活性化につなげてまいりたいという思いで進めようと考えているところでございます。

5 渡邊 ちょっとお聞きをしたいのですが、先ほど町長道の駅をということをおっしゃいましたが、昨年何かのときには道の駅を想定してないという、どっかの課の課長がおっしゃいましたが、これはどっちですか。道の駅をつくるのか、そのレストランをもう少しよくしてやるという構想なのかどちらですか。

町長 当初から道の駅ということを目的につくりたいということのスタートではありません。今申し上げたように、まず郷土資料館を今の背景の中であそこへつくっていき、郷土資料館だけで留まって、それだけを目的につくるのかという過去にもいろいろ御質問等も承った経緯があります。そうした中で、そこに留まることなく、せつかくそうした集客するというか、目的を持った博物館的な郷土資料館をつくりたいので、多くの人たちが来てもらえる要素を考えると、近くにあるレストラン、八雲苑の経営してみえる食を提供する場所、そしてコンビニ、そうしたものを一体と考えてそのエリアを総合的な施設として、多くの人たちが立ち寄りやすい場所として整備していき、という発想に広がってきました。その広がっていく過程の中で、中に設備をするものが食を提供するものであったり、トイレであったり、物販のエリアがある、そして見るものがある、そして人の集客ができる環境、先ほど申し上げた川があったり、そうしたものを総合的に判断すると道の駅構想に取り入れることができる可能性が出てきた。これは先日アグリステーションなぐらの重要道の駅候補として認定をしていただいて折にも、中部地方整備局のほうからの言葉では、それだけの施設をまとめて公共としてつくりあげていくのであれば、道の駅として認定もできますよ、しかし、道の駅にありきで私どもがそれをつくりたいとしているのではなくて、できあがったものが道の駅の要素を兼ね備えている。したがって、国土交通省、中部地方整備局もぜひ申請をしていただければ道の駅として認定も可能です、さらに近くを流れる豊川を中心とした場合、川の駅としてもその存在というのは成り立ちができるかな、という思いの中でこれを進めているということで、将来には当然道の駅申請もしていこうかと思っております。以上です。

5 渡邊 素人目に見ても、道の駅を設定して進めるのか、そうでないかではね、すごい違いがでると思います。今のアグリステーション、年間入場者 12 万人、売上が

1億5,000万です。従業員も母さんのお店だとかいろいろ含めて、ちょっと私はつきりはしませんが、毎日あそこへ来て、仕事をしている人は15、6名ということで、これからの構想でしたら、ぜひその隣のレストランを改造するというんじゃなくて、道の駅というものを構想しながらやっていただきたい。歴史資料館の入場者の戦略みたいのちらっと御説明いただいて、私もどっかこういうもので成功した事例はないかなということでも少し調べましたけども、歴史資料館だけではなかなか難しいというのは、日本では現状。特殊なところは、そういう日本に代表するようなそういうものがあるところは別ですけども、もうちょっと言いますとね、東京都の中心にある武蔵野市、人口14万のとこなんですけども、平成17年から長期計画10年計画で資料館の建設が持ち上がって、一定の集客だとか利用頻度の高い施設にするにはハード、建物だけではなくて、いかにソフトで建てるのが鍵だということで検討されています。楽しさだとかエンターテインメント性なんかも必要だと。1つは、集客ポイント、人が集まる資料館とはだとか、それから具体的な展開例なんかを検討されてですね、この歴史資料館ですから、地域のニーズ、それから時代にどう応えるかというようなことを検討しての平成17年から2年ぐらいかけてやる。それで、たまたまちょっと見たら25年度の様子が出ていました。この検討会、10年ぐらいい検討されて、当初2年は8回やってまして、その後25年度のこの結果、検討した結果、それだけでは集客が難しい、投資対効果が疑われる、問題あり、ということでこの武蔵野市は新設ということで計画を当初かけたのですが、新設はやめて、今ある施設を利用して、どっかの公共施設を利用した文化的な資料を保存ということが主な考え方になったという事例もあります。今お聞きすると、やっぱり相乗効果ということで歴史資料館、もちろんそれもいろいろな企画、要するに戦略をまだまだ不十分です。立ててやっていただきたい。その規模10億と聞いていますが、半分くらいにするだとか、そういう決断する勇気も持っていただきたい。ただがむしゃらに10億が決まっているから、多分今、検討委員かなんかのチームをつくられて、いろんなところを視察もしてらっしゃると思いますけども、おそらくソフトの面は弱いのではないかなと思っております。それからダム湖周辺も、ダムで成功した町はないということをよく言うのですが、これも私ちょっと調べましたら結構あるのです。ダムで成功した事例。だからダムを造って周りの道路をちょっときれいにして、ちょっと公園を造ってぐらいではだめなのですね。2つほど成功例を言いますと、神奈川県愛甲郡にある宮ヶ瀬ダムというのは、ダムの周りでイベントを年間20回、これはすぐにはできないけども4、5年する間には20回ほどイベントをやっているところだそうです。観光客が8倍、130万人、観光消費額が約4億円という結果が出ている。ちょっと皆さんもネットかなんかしらべてもらえばすぐ出ることです。もう1つ、京都の桂川の支流かなんかにある日吉町というところは188世帯が水没する結果になった。ここも町民の方が日吉ダム対策協議会というものをつくって、それでももちろん国のほうにも交渉しまして、なんとか活性化しようということで、下流部に温泉だとかプール、体育館、芝生の公園だとか県民の森のようなものを造ったりですね、それから釣り場だとかカヌー、いわゆるアウトドアスポットとしてそういう地域を造った。ここの日吉ダム周辺も京都に、距離はちょっと私あれですけども、京都の一大レジャースポットとなった。188世帯が水没した地域が今では年間87万人ほどの利用者がその地域に来ているということでこれも戦

略、先ほどの説明でちょっと戦略が弱すぎると思います。ぜひ頑張ってもう少し深めていただきたいと思います。

それから新地域づくり支援事業、地域支援事業が5年実施されました。そして一区切りして内容が変えられて新地域づくり支援事業がスタートします。より内容のあるものにするために工夫がされていますが、果たして効果のある事業になるか疑問な点がいくつかあります。過去、私は2回地域づくり支援事業について質問を行っています。平成24年第4回定例会の答弁では、事業は地域を見直すきっかけづくりができたと思う。今後は地域の代表者や地域づくり支援事業に積極的に携わった方々を対象に、地域づくりの専門家による講習会を計画したり、地域の問題点を洗い出し、解決方法を学び、地域を盛り上げていこうというような気運をつくり上げ、地域連帯感がより厚く心豊かになることを願い進めると答えていらっしゃいます。この専門家による講習会を計画したり、地域の問題点を洗い出し、解決方法を学ぶということを言ってらっしゃいますが、この部分、その後実施されていないように思うのですが、お答えください。

企画課長 資料をもっていませんので、正確な日時を覚えていませんがシンポジウムを2回、それから毎年県立大学で行っている地域づくりのフォーラムに区長さんに一緒に行きませんかというお誘いをかけております。

5 渡邊 結果を見ますとね、なんとなく成功しているところだとかざるずると5年間過ぎていくところがある。当初、お金のばらまきだというふうの言葉も出ていましたが、成功している行政区、あります。それはやっぱり戦略ということになる。まずその成功してらっしゃるところのやり方、皆さん行政区をちょっと想像してください、どこでもいいですから。担当の係を、区長じゃなくて男女、各年代層からつくって編成しています。その係の方は5年間継続しています。それで実際に地域づくり支援事業をするまでに、編成されたメンバーがなんと10回会議を開いています。毎月だと思えますけども。そしてなおかつ、いいところはそこへ出向いた職員さんが情報を流したり提案したりということで、内容的には非常にいいもの、いわゆる地域づくり、みんながお互いにこんなことあったのだという内容のあるものになっています。失敗したというかなんとか5年過ぎたというところは、また新たな区長さんができるわけですよ、それで区長中心でやっているとところだと、条例にもあるように1年交代ですので、当初5年計画を立てると2年目の区長さんがちょっとわからん。3年目の区長さんはもっとわからん。4年目、5年目はなんか知らんけどお金が来るらしいぜ、どうやって使おうということで過ぎていました。今日の一般質問の中で、国の創生ですか、まち・ひと・しごと創生DVDなんかも私見させてもらったのですが、大切なのは情報支援、人的支援、それから財政支援、この3つが大事で国からも地方へそれを支援として3つの支援をするということをいっています。この地域づくり支援事業も同じことですけど、ただ規模が大きい小さいだけで同じです。それで財政支援は交付金という形で出ます。肝心の情報支援と人的支援ですね、これ一応2人来ていますけど、その書類づくりで情報を流したりで提案というところがないところが多い。職員さんたちも中で勉強会は、多分前に聞いたときはなかったというようなことを言ってらっしゃいましたけど、その辺が私、特に大事だと思うんですが、その辺はどのようにお考えですか。

企画課長 おっしゃるとおり役場の職員の支援員は、書類のお手伝いということですよ。

なかにはそれ以上に踏み込んで関わられる方も当然いると思います。もちろん課長補佐という管理職の方がついておりますので、当然情報は持っているし、行政情報のパイプとしての役割も期待されたわけですが、人でありますのでその個人差というのはあったかと思えます。それとその職員の教育という部分では、役場職員としての知識というのはもちろんですが、町としての情報を共有ということで、役場では昨年来からテーマを決めて勉強会というのを毎月開催して情報共有をしたり、知識の習得に努めておるところであります。今月で12回目くらいになると思います。

5 渡邊 ぜひ、よろしく願いいたします。より内容のあるものということでお願いしたいと思います。この地域づくり支援事業のこの中に、みずから考えみずから実践する地域づくり、非常にいいことが書いてあります。考えることのできない人、実践することのできない人、全てどの人もいい考えを持って実行する人ばかりの設定での地域づくりなので、スタートの地点で全く違ってくるということ。ですから、私何が言いたいかと言うと人材育成、これはまあこの5年間は全くされていなかったということです。だからその点も、これお答えいただかなくても結構ですけども一度やっていただきたい。

企画課長 全ての人にとおっしゃられますけども、ですので行政区を単位とした事業としたわけです。全ての人やられると思っていませんし、全ての人や実行できるとも思っていません。それと地域で、先ほども言いましたようにそういう知識を習得してもらうために、フォーラム等の案内を頻繁にこの5年間は出してきて、ぜひこちらでお誘いしますので行ってくださいというような案内も随分やったつもりであります。以上です。

5 渡邊 各種政策のためにやっていただいたということですが、その辺も、要するにやったよではなくて、その結果成果が出てなかったら次にどういう方法でやるかということ、やっぱりチェック、次のアクションとなりますので、やったよではいけないと私は思っております。

それから最後の合併記念事業ミュージックフェスティバル開催、これ390万円、町民が主催している各種イベント、食彩フェスタ、アートフェスタ、その他いろいろあります。これには補助金が出ています。確か予算書を見ると、この補助金が130万円ですので、もちろん補助金をもらわないところもあると思いますけども、トータルで260万円の事業費。食彩フェスタの入場者だとかアートフェスタの入場者だとか、ほかにも音楽のいろんなイベント各種あります。それをトータルしても260万円。これ1回がね、390万円です。どういうふうで390万円というのが出るのか。

企画課長 予算のときにも質問があろうかとは思いますが、10周年記念のミュージックフェスティバルですが、予算の組み立てでよろしいですか。10周年になりますので、ゲストを先に抑えとく必要があるということで、10周年ということで有名ゲスト3名を抑えるために155万円、司会進行者に3万円ですとかポスター、チラシで21万円、駐車場整備に18万円、ディレクター管理費に63万円ということで370万円の消費税込みで399万6,000円という金額を出しております。

5 渡邊 ターゲットを町内外の人で2,000人、これはやってみないとわからないですからそういう目標でやられるということであるし、記念事業ということでそのことについてとやかくいう気持ちはありませんけれども、いろんなイベントをやっ

ていますとね、いろんなことがわかってくるのです。設楽町さんのイベント事業というのが、町の職員の方が汗、水垂らし、知恵を搾ってやるというのが少ないものですから、こういう数字を委託して、どこのプロダクションかわからないですが委託してやってくれということで、向こうが予算を組んできたと私想像するのですが、去年の8月ですか、9月ですか、ジャズのありましたね、私好きなものですから朝から晩までいました。最高にいたときが200人。これ最後にやった人、今出てこないですけど東京武道館でも人を集められる人が来ていました。そのときに200人。模擬店、販売ブース10くらい並んでいましたけど、お客がないものだから弁当が残ってですね、わたし昼ご飯4つ、夕飯4つ買いました。みんなが売ってまわるのですよ。それはあんまり細かいこと言っちゃいけないと思いますけども、2,000人なんとしてでも集めるくらいの覚悟でやっていただきたい。質問を終わります。

議長 これで、渡邊勲君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。それでは1時15分より会議を開きたいと思いますので、1時15分まで休憩といたします。

なお、議長体調不良につきまして、午後からの議長は土屋副議長が務めますので、御承知おきを願いたいと思います。以上で休憩です。

休憩 午後0時19分

再開 午後1時15分

〔副議長が議長席に着席〕

副議長 それでは休憩前に引き続き会議を開きます。議長体調不良ということですので、議長席に着かせていただきます。お願いをします。

それでは次に、10番田中邦利君の質問を許します。

10 田中 公共施設等総合管理計画について質問します。自治体消滅キャンペーンの中で消滅が避けがたい自治体では、これが896市町村あるようではありますが、周辺にある地域拠点都市との連携を進め、その拠点都市に行政投資や経済機能の選択と集中を進めるべきだと言われておりまして、そうした政策誘導が行われています。集約化が進めば、地方自治法が定めた地域における行政を自主的かつ総合的に実施するという地方自治体の役割と能力が奪われることとなります。そもそも、人口減少など地方の衰退は、輸入自由化で農林水産業や地場産業などが壊され、大店法廃止により商店街が寂れ、都市再生推進で、一極集中が加速されてきたことによります。小泉構造改革による地方交付税3兆円の削減、当町ではダム計画の押しつけなどがその一因になっています。こうしたことへの反省もなく、安倍内閣は、地方創生などと言っていますが、公共施設や行政サービスの拠点を集約化させるのでは、結果的に地域の疲弊をさらに招くことにはなるのではないかと感じます。総務省が全自治体に要請している公共施設等総合管理計画の策定もこの流れの中での動きであり、集約化の名による身近な住民サービスの切り捨てが危惧されます。

そこで以下、質問します。総務大臣通知の公共施設等総合管理計画の策定とその指針に基づき、設楽町の総合管理計画が策定されようとしておりますが、総務大臣通知及び指針の概要はどのようなものかお尋ねをします。次に町は平成28

年度に計画策定の完了を予定しているようですが、管理計画の内容と計画策定のスケジュールの詳細をお知らせください。3つ目、計画により、公共施設の個別的な統合や廃止の方針が示されるのでしょうか。お答えください。町民や議会にはいつの時点で説明があるのか明らかにしていただきたいと思います。総合管理計画には施設の統廃合、更新、長寿命化などを盛り込むとされていますが、それを名目に公共施設や行政サービスの拠点を集約化させることが狙いではないかと思えて仕方がありません。町の見解をお尋ねいたします。

次に学校給食費の無料化について質問をします。この問題は、2012年12月議会でも私、取り上げた問題であります。「子育て世代の経済的負担を軽減し、安心して子育てができるよう、また、少子化対策の推進と定住促進のために学校給食の無料化を実施する考えはないか。」と質問をしましたこれに対し町長からは、「保護者としての責任として相応の負担が必要。財政的なバランスを見ながら考えていく必要がある。提案には今後留意するが、今は、給食費全額無料の考えはない」などと答弁をいただきました。その時、町が給食費の無料化に消極的な見解をとる最大の要因は、財政負担の問題にあるのではないかと感じました。教育課長が説明するに、「月額給食費は小学校で一人当たり約4,500円、中学校で5,000円ほどで、年間総額2,300万円余の財源が必要になる」と金額を示され、財政負担が多額になることを説明しました。しかし、経済的負担を理由に、多くの子供を産むことを諦める夫婦は多いと思いののではないかと思います。特に3人以上ともなると、ためらいがちになるのではないかとと思われるのであります。もし給食費が無料化になれば、それらを解消する一助となり、子育て支援、少子化対策につながるのは確実であります。そこで、重ねて学校給食無料化を実施する考えはないかお尋ねをします。さらに財政的に難しいというなら、小中学校在籍の子供が3人以上いる家庭に対して、3人目以降を給食費無料化にする考えはないかお尋ねをします。

次に田口公共下水道の負担軽減について質問をします。昨年行われた田口地区公共下水道説明会の結果を受けまして、町は加入者に対する加入分担金、使用料など負担の概要案を明らかにし、その中で負担軽減策も打ち出しました。加入分担金では、一般家庭用、水道管口径13ミリから20ミリの分担金の額を20万円として、実質の住民負担は、田口財産区からの助成金を差し引いた額となると説明しました。使用料は基本料が1,500円。これに人員割額一人当たり500円を加えた額が月額使用料になるということでありました。また、分担金軽減策のほかに宅内排水設備助成金制度を新たに設けました。公共下水道事業で町が施工する以外の宅内排水設備工事に10万円以内の助成をして下水への接続を支援します。なお、清崎・田内地区の公設浄化槽整備においてもこの制度が準用され、他の地域でも、そのほかの地域でも浄化槽整備を推進するとしています。以上は、過日、議会全員協議会でも報告されましたが、高齢者のみ夫婦世帯と高齢者単身世帯が区内世帯数の半数近くにのぼり、単独浄化槽と汲み取りの家庭が7割を占める現状にあっては、それらの諸事情を考慮した施策が求められます。以下についてお答えください。

町が打ち出した加入分担金や宅内排水設備工事に対する負担軽減策を評価するものでありますが、住民説明会で出された意見を反映したさらなる負担軽減策の用意はないかお尋ねします。次に高齢者のみ世帯や一人暮らし高齢者の加入促

進のため、あるいは、トイレ改装や敷地内排水設備に多額の費用を要する家庭のために、貸出資金制度、積立奨励、さらには減免制度などを検討する考えはないか。以上お尋ねいたしまして、第1回目の質問とします。

財政課長 それでは、財政課から公共施設等総合管理計画についてお答えをいたします。まず1点目の公共施設等総合管理計画の策定の通知の概要はどのようなものかということですが、総務省は昨年4月22日、総務大臣通知で各地方公共団体に対しまして、公共施設等総合管理計画の策定を要請しました。その同日、記載事項、留意事項をまとめた指針を通知しております。指針の概要を申し上げますと、まず1点目として、所有施設等の現状把握として、老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況、総人口や年代別人口についての今後の見通し、公共施設等の維持管理、更新等に係る中長期的な経費やこれらの経費に充当可能な財源の見込みなど、全ての公共施設等を対象に現状や課題を客観的に把握、分析すること。2点目としまして、施設全体の管理に関する基本的な方針としまして、計画期間は、10年以上とすることが望ましい。全ての公共施設等の情報を管理、集約する部署を定めることが望ましい。3点目として、現状分析を踏まえ、今後の公共施設の管理に関する基本計画を記載すること。4点目としまして、計画の進捗状況等についての評価の結果等の議会への報告や公表方法を記載することなどが望ましい。3番目としまして、財政措置としましては、計画策定に要する経費について、平成26年度から3年間 特別交付税措置2分の1と計画に基づく公共施設等の除去について、地方債の特例措置として地方債の充当率75%の資金の手当て等が主な概要通知でございます。

2番目の質問といたしまして、計画の策定のスケジュールの詳細はどうかということですが、内容とスケジュールですけれども、計画のポイントとして三つ挙げられます。まず1点目としましては、10年以上の長期にわたる計画にすること。2点目については、箱物に限らず、地方公共団体が所有する全ての公共施設を対象にすること。3点目としまして、計画期間における公共施設の数、延べ面積、トータルコストの縮減、平準化に関する目標など、できる限り数値目標を設定しまして、更新、統廃合、長寿命化など管理に関する基本的な考え方を規定することになります。計画の策定スケジュールですが、来年度は現状分析と施設台帳整備を重点的に行いまして、28年度に管理に関する基本的な方針を作成し、電算による財産管理システム化を図っていくことになります。3番目の質問ですが、公共施設の個別的な統合や廃止の方針が示されるかということですが、この計画では、個別施設ごとの統廃合を想定した具体的なものは策定いたしません。その後には計画します個別施設計画において具体化していくことになります。今回の管理計画では、現在ある公共施設等の長寿命化を前提とした維持管理経費を算出し、それに対し、町が充当できる財源はいくらかを見積もるところからスタートします。そして、町の財源状況を踏まえ、例えば総床面積が20%削減、若しくは30%削減しなければならないといった総量的な計画を策定するものを想定しております。また、個別の施設の廃止や統廃合につきましては、計画策定後の個別施設計画で示していきたいと考えております。4点目の町民及び議会に対する公表するのはいつの時点で説明があるのかということですが、総務省の計画策定の指針にもありますように、計画の策定段階において議会や町民への十分な情報提供を行うことが望ましいとされておりますので、適切に対応していきたいと思

っております。個別施設計画は、平成 28 年度の公共施設等総合管理計画を策定しまして、引き続き計画策定に取り組みたいと考えておりますので、進捗状況を随時情報提供したいと思っております。最後の 5 番目に公共施設や行政サービスの拠点を集約化させることが狙いではないかということですが、今後、公共施設管理問題につきましては、現在ある公共施設を全て更新しようとする、町の財政が破たんする恐れがある一方、更新を先送りしますと、利用する町民の安全がおびやかされる可能性もあります。また、老朽化した公共施設を廃止しますと、住民が享受しているサービス水準やコミュニティー形成の低下が危惧されるとも言われております。設楽町のように人口が減少している自治体では、大変大きな問題であります。このような状況から町が保有する公共施設の保有量や見込まれる更新費用などの実態を把握するとともに、人口当たりの施設量が他の自治体と比べてどの程度多い、少ないかを、また、更新のピーク時がいつごろになるのかと、そういった問題を把握し、町全体の公共施設の現状を明らかにしまして、適切に管理していこうとするものが今回の計画であります。施設を単に集約化することが目的ではなく、当然必要であれば、今後施設管理等をどうしたら最大限に有効に活用、運用することができるかを地域の皆さんとともに考えていきたいと思っております。以上です。

教育課長 それでは教育委員会から田中議員からの 2 つ目の質問であります学校給食の無料化につきまして御説明を申し上げたいと思います。まず 1 つ目の学校給食無料化を実施する考えはないかという御質問です。これにつきましては、冒頭、議員からの説明にもありましたように平成 24 年 12 月定例会の御質問と同様の質問要旨かと思っております。答弁の内容につきましては、以前申し上げた内容と同じになるかと思っておりますので、御承知置きをいただきたいと思っております。まず給食費です。先ほど議員からもお話がありましたけども、月にかかる額と、それで 26 年度の保護者の負担額ですが、26 年度の見込みとしましては、児童減少の影響もありますが、年間総額が 1,493 万円、約 1,500 万円、これが保護者の負担分の給食費用であります。教育行政の観点からは、学校給食にかかる経費につきましては、学校給食法第 11 条による負担区分の定めにより、施設の設定費、人件費、これらについては設置者であります設楽町が負担をする。その他の経費につきましては、保護者が負担することになっております。ただし、光熱水費、これにつきましては、管理的経費の性格が強いということから設置者負担としております。実際は食材料費のみを保護者の方に負担していただいております。学校給食は、学校給食法に基づき、教育活動の一つとして実施しており、子供に栄養バランスのとれた食事を提供し、またその成長を助けるものであるということから、保護者にはその主旨を十分御理解していただき、相応の負担をしていただくものと理解をしております。少子化対策に資するよう学校給食を無料化、という御意見ですが、設楽町の財政規模に占める 1,500 万円の経費と事業効果を考えたときに、どれだけの効果があるかということは疑問であります。したがって、給食費無料化についての考えには、まだ至っておりません。続いて質問の 2 つ目にあります財源的に難しいというのなら小中学校在籍の子供が 3 人以上いる家庭に対して、3 人目以降を給食費を無料にする考えはないかという質問ですが、学校給食費の部分的な補助につきましては、3 分の 1 補助に始まり、半額補助あるいは議員の御質問のように第 3 子からの無償化と、そういったこと各自自治体の少子化対

策、また子育て支援の施策として、教育と福祉の複合的な展開の一つとして取り組んでいる事例がみられます。御質問の3人目の子供に対する給食費無料化についてであります。教育委員会としましては、生活困窮者等の実態を把握し、現行の要保護、準要保護児童生徒に対する、給食費を含めた教育に必要な経費の援助を引き続き行い、さらに子育て世代の経済的負担の軽減、それから少子化対策の推進、また家庭教育の充実を図るといったことを目的としまして、給食費の助成の方策を検討してまいりたいと思います。教育委員会からは以上です。

町長 ただいま田中議員から御質問をいただいた中で、今申し上げました学校給食の無料化の件について私から答弁をさせていただきたいと思います。この学校給食につきまして、小中学校在籍の子供が全員を対象として無料化を図ったらどうかという御提案をいただきましたけれども、今申し上げましたように、なかなか財政面をいろいろ考慮するとまだまだ厳しい状況にあるかなあと考えております。しかし、これへの実現化を今後もさらに検討、また状況を見守る中でそれ相応の判断をしていかなければいけないなあと考えているところでございます。そうした中でこの3人以上いる家庭に対しての給食費軽減という御提案でございますけれども、今課長が答弁でも申し上げましたように、助成の方法等これを考えていくという答弁をさせていただいております。この中で私の子育て支援への方針ということを取り上げてその方向性を高めてまいりたいと考えているところでございまして、したがって、3子の子供以降の子供たちも含め、さらに対象となりうる枠の拡充、例えば2子からまでも考慮に入れて給食費の無料化について、今後、年度内のある時期をもって実施したいと考えているところでもありますけれども、新年度から施行がされます、教育委員会の新制度に基づき設置されます総合教育会議におきまして、町長の思いを伝えて、これの実現に向けて前向きに検討してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

生活課長 それでは生活課から田口地区の公共下水道の負担軽減策についてということで質問のほう2点いただいておりますから、順次お答えしたいと思います。まず第1点目でございますけれども、最初に加入分担金でございますけれども、2月19日の全員協議会のほうで説明をさせていただきましたが、加入分担金につきましましては、地方自治法の第224条によりまして分担金を徴収することができるという規定をされております。これは、下水道が整備されたことによりまして、利益を受ける者の範囲が明確であることと、下水道の整備によって特定の地域について環境が改善され、また未整備地区に比べて利便性、快適性が著しく向上することから、受益する方に建設費の一部の負担を求めることは、負担の公平という観点から適当であると解釈しているからでございます。それで名倉地区、津具地区の農業集落排水事業におきましても、同様の理由から加入分担金というものを納めていただいております。なお、田口地区の加入分担金というものを検討する際には、農業集落排水事業との不平等感が生じないことにも考慮した結果、一般家庭用、先ほど言ったように13ミリから20ミリについては、20万円に消費税を加えた金額ということで考えております。しかし、田口地区の住民負担となる加入分担金につきましましては、田口財産区より助成が受けられることを伺っておりますので、その助成額を差し引いた金額となっております。助成していただける金額については、現在のところ、まだはっきりした金額は確定していませんけれども、地区説明会でも説明してきたとおり、5万円程度の助成は、現在受けられると聞

いております。次に宅内排水設備工事についてと、第2点目の質問の内容が若干重複いたしますので、あわせての説明とさせていただきたいと思っております。まず、宅内排水設備の助成制度についてでございますけれども、これも、2月19日の全員協議会のほうで説明をさせていただきましたが、新たに宅内排水設備の助成金制度を創設する考えを持っております。田口地区の公共下水道事業につきましては、設楽ダムにより直接影響する地域であることから、工事費について、国、県の補助金を差し引いた、通常、設楽町が負担する部分の8割というものを、下流域より助成していただけることとなっております。このことによりまして、町は直接支出する工事費の軽減が図られるので、これを、住民への負担軽減につなげていくことを検討してまいりました。宅内排水設備工事にかかる費用に対しまして、自己負担額が10万円以上の場合は10万円、10万円以下の場合は、工事金額の全額を助成することと考えております。また、高齢者夫婦世帯や高齢者の独居の世帯につきましては、要介護または要支援認定の申請を行いまして、要介護状態区分の7段階のいずれかに認定されれば、介護保険制度、国の制度でございますけれども、介護保険制度を利用いたしまして、洋式便器の取り替えを含めた、住宅改修というものを行えば、支給限度基準額20万円の9割、18万円を上限といたしまして支給され、自己負担は軽減されると考えております。このことにつきましても、今後、地区説明会の会場におきまして、説明のほうをしていきたいと考えております。その他での宅内排水設備工事に対する負担軽減策につきましては、一部供用開始の目標年度につきましては、平成33年4月までには、出資金の平準化を図る目的で、例えばでございますけれども、積立の奨励や加入分担金の分割納付など、設楽町で適用できることを調査、研究したうえで、議員の皆様にお諮りし、関係地区の皆さんにも説明していきたいと考えております。なお、減免制度につきましては、既存の農業集落排水事業や簡易水道事業と照らしあわせて検討していきたいと考えております。以上です。

- 10 田中 第1点目の公共施設等総合管理計画についての質問の答弁について再質問をさせていただきます。私、この管理計画の通達だとか指針で、1番気になりますのは、数値目標を出して公共施設等の管理をやっていけど、こういうところが大変気になっております。つまり、老朽化に合わせましてですね、施設の整備と言うか縮小をしていくのではないかと、巷間言われておりますのは、なんせかんせ設楽町で全ての施設が必要なのかと、これからの時代。よその市町村にいい施設があればそちらと共有する手もあるとのことを言われているのですね。それからこの数値目標って言うか、管理計画では例えば1割減らすとか2割減らすという、このことが先に数字ありきでやってきますと、本当に住民にとって必要なですね、施設がなくなっていってしまわないかと思うのです。考えてみますと何十年とこの設楽町として行政改革をやってきました、さんざん施設を整理してきた。さらにまたやれと、こういう非常に高いハードルと言うか、無理難題が仕掛けられてくるような可能性もあると思うのですね。例えば支所の数が多すぎるのじゃないかとかね。津具総合支所も含めて。あるいは保健所だとか学校だって5校いるのかとか。それから公民館、図書館、こういうものを合併したりしていくと、大変住民生活に不便を来す、あるいはなんて言うか、町民としての町民の方々に大変不便を来すというようなことが出てくると思うのですね。そういう初めに数値ありきではなくて、当然、統合はしたほうが合理的だと思われる施設もあるのです

が、その場合も含めましてですね、関係者の十分意見聞いて、そして理解を求めるといことが町として大事なことになるのではないかと考えているんですが、施設の縮小、廃止について十分に町民の方々の意見を聞いて、理解を求めた上で、そういうものを進めていくということを一かつ確認をしたいと思ひます。

それから2つ目の学校給食の無料化につきましては、町長よく考えていただきまして、3人目、第3子以降だけではなくて、2歳児ぐらひまでできるんではないかというふうなどうも見当をつけられておるんですが、確かに第3子、小中で第3子というとな本当に数が限られてきまして、準要保護の方は給食無料になっていますから、その方を抜かすとゼロになってしまうかもしれませぬね。だから2子を含めて検討するっていうのは、町長もよくそこら辺をよく見ておられるなというふうにするのですが、これはぜひ実現をしていただきたい。と申しますのも、これは多分実施しますと、愛知県で初めてです。設楽町は医療費無料化につきましても先鞭付けまして、3歳児から小学校入学まで、中学校まで、高校までとこうやってきました。初めは財政的に非常に不安だったのですね。ですからいきなり高校まではできなかったですが、少しずつやってきて、ここまでだったらできる、次は国からも、県のほうも医療費無料化やってくるのですから、そうするとまたその余裕が生まれたお金でもって、次の年齢というふうにする引き上げていったということがあると思ひます。これは多分給食費の問題もそういう流れの中で多分遠くない将来に無料化になっていくと思ひます。ぜひそこら辺を何て言うのですか、県内の福祉行政を引っ張るようなことでやっていっていただきたいと思ひます。これは御答弁結構です。

それから3点目もいろいろ考えていただくということで、答弁結構でございますが、第1問については確認をしたいと思ひます。

財政課長 議員のおっしゃるとおりだと思っておりますが、数値目標につきましては、客観的に目標を定めるということで、指針の中には謳われておりますので、客観的には数字は求めるつもりではおりますが、最終的に、その管理を集約するということにつきましても、当然、地域の方の意見を十分聞きながら、その集約的な部分については、当然、継続して施設を残すということになれば、最大限利用できるような、運用方法だとか、そういう管理の方法につきましても地域の皆さんと話し合ひの中で決めていきたいと思っております。

10 田中 第1問目につきましては、機械的に、統合、縮小を公共施設はやっていかないと、公共施設の管理においてはそういうことはやっていかないとおふうなお答えだと思ひますが、町長にその点は確認したいと思ひますが、いかがでしょう。

町長 この今現存する公共施設全体を含めて、これからそうしたものへの見直しと申すか管理体制も含めて、位置づけをきちっと入れていくという方針ですが、基本的には現在までに各地区と申すか現存しておる公共施設の必要性というものは、十分皆さんが必要だという認識の中で利用もされておるし、今までと同等の状況を、不便な状況をつくってはいけないと思っております。したがって、まずそのラインは基本線をきちっとおいて、その上に立って見直しを図ったときに本当にこの施設とこちらの施設との整合性合わせたときに、無駄とは言わんのですが、一方では是正を図ったほうがいいというような状況があると申すなら、これはもう見直しとして意思表示をしていかなければいけないと思ひますけれども、基本

的には現在の状況を低減化って言うか不便さを感じるような運用の仕方を考えていこうとは思っておりませんので、そうしたことを基本にしてこの計画を作っていきたいと思っております。以上です。

10 田中 以上で終わります。

副議長 これで、田中邦利君の質問を終わります。

副議長 次に、2番金田文子君の質問を許します。

2 金田 2番金田文子です。3点質問いたします。まず1つは、先ほどから、午前中からたくさん出ていますように、地方創生に関するのですが、広報したら3月号ナンバー112号の4ページに、北設楽郡3町村の地域再生計画の認定の記事がありました。この地域再生計画と我が町の取り組みについて質問いたします。「住んでよし、訪れてよし、移住してよしの田舎」北設楽郡創造計画について町民の皆様は、この記事で今、知ったところです。6つの項目に取り組み、人口社会減の半減、東栄病院と診療所の存続、主要観光施設の入れ込み客10%増加を目標としているとあります。豊根村は茶臼山を中心とした観光基盤の整備をしてきて、観光客誘致にかける意気込みを見せ、秋ごろには村の総合戦略ができると発表しています。東栄町は温泉施設と病院を近くして健康志向の人たちの取り込み、また、のきやま学校などの生涯学習拠点を整備して田舎のよさを体験できるようにするなど外からの誘客、交流人口をふやすようなPRをしています。では我が町は。この広報したらの記事だけによりますと、我が町は基盤となる箱物、つまり歴史民俗資料館や直売所やレストランという箱物をまだこれからつくるの、というふうにはしか見えていません。いったいどんなビジョンを描き、町民と共有しようとしているのでしょうか。目標の「人口社会減の半減」は、どのようにして実現するのでしょうか。先の12月議会で私は、一般質問で行政と住民の役割の共有について質問いたしました。今後当然住民の皆さんに中心になって動いていただき、行政との協働で地域づくりを進めていくという点でこのことは書くことができないことだから質問をいたしました。この中での答弁でも住民自治による集落ビジョン策定という言葉も出てきました。集落ビジョンは、これから集落の方々が考えるということなのですが、地域再生計画とどんな関係にあるのでしょうか。地域づくりに相当関心を持っている方でさえ、方向性がよくわからない現状です。町民のどなたにもわかる言葉で語ることによって、町民が希望をもって、集落ビジョンのベクトルを方向付けられるようにされたい。そこで我が町の取り組みについて伺います。1、豊根村が観光、東栄町が健康、田舎体験を柱、キーワードにするなら、我が町設楽はどんなキーワードで動かすのですか。町長の答弁を求めます。2、設楽町の将来ビジョン作成のための意見交換会、以下、意見交換会と申します。が小学校区ごとに開催され、活発に夢や意見が語られています。意見交換会と地域再生計画、また、先ほどからたくさん同僚議員から質問の出ている設楽町版総合戦略、さらには設楽町総合計画。いくつもの計画の名前が出てきているのですが、これらの整合性及び策定の行程はどのようなのですか。3、人口の社会減の半減という具体数値はどんな数値ですか。また、意見交換会では、人口

減を緩やかにするのは移住政策にかかっていることが資料と講話で明らかに示されました。移住政策はどのように進めるのですか。

では2つ目の質問に移ります、国の補正予算、新年度予算と設楽町の27年度の予算についてです。まだ2月3日に2014年度の補正予算が成立したばかり、今国会で2015年度予算の早期成立を目指すという状況下で、自治体の予算編成は相当影響を受け、難しいものだと推察し、職員の皆様の御労苦に本当に感謝しています。国の補正予算は、消費の喚起と地方の活性化を促す経済対策を裏付ける一方で、新規国債発行額を減額するなど、財政再建にも配慮した補正予算編成としました。また、新年度予算も経済再生と財政再建の両立を掲げています。こうした国の補正予算や新年度予算に基づき編成される我が町の新年度予算について伺います。1点目は、緊急経済対策を伴う2014年度補正予算は、家計や地方、中小企業に着実に恩恵を行き届かせることが重要とされています。町長はどのような意図をもって地域経済の再生へとつなげていくお考えですか。2、国の2015年度予算案は過去最大。税収は24年ぶりの増収としています。設楽町は、一般会計60億4251万8千円は、対前年比9.1%増、特別会計も前年比1.5%増、総額90億3294万円の6.5%増と大幅に増加しています。しかし、国とは違って町の税収入はマイナス11.4%、一般会計の中の構成比も2014年度に12.0%だったものが2015年度予算では9.7%と落ち込んでいます。今後の税収の見通しはいかがですか。財政再建の視点からこの辺は大変重要な点だと思って伺いをします。

最後に3点目です。公会計の新基準について設楽町の取り組みを質問します。現在までの国や自治体の会計制度は現金主義、単式簿記の方法によってきましたが、時代の変化の中で問題点が指摘されてきました。1つはストック情報、資産とか負債情報の欠如。2つ目は非現金情報、原価償却費や引当金などが計上されていないというようなことです。行政サービスに要した事業費のフルコストが把握できない。経営改革を推進するためのマネジメントが欠如してしまうということになります。このため、行政改革推進法が制定されて、全ての自治体が公会計改革に取り組むことになりました。固定資産は自治体財産の大きな割合を占めるため、固定資産台帳の整備を実施することが強調されています。過去に建設された公共施設等が大量に更新時期を迎える一方で、自治体の財政は厳しい状況にあり、固定資産台帳を活用して、アセットマネジメント、ちょっとうまく表す言葉がわかりませんが、資産管理っていうことでしょうか、するためです。それが公共施設等総合管理計画に当たるのかと思います。また、財務データの検証可能性を高め、正確な財務諸表を作成するために、複式簿記の導入を必要不可欠だとし、公会計整備を求められています。総務省の作成マニュアルをもとに、2018年3月末までに新基準による財務書類を作成することになっています。愛知県ではもう既に複式簿記で簿記をやっているということでした。このような公会計改革を踏まえて、新基準への対応について伺います。1、すべての自治体において新しい統一基準による財務書類への移行を目指す方針が示されました。我が町の今後の対応について伺います。2、特に固定資産台帳の整備と複式簿記の導入がポイントですが、設楽町の取り組み状況はいかがですか。3、国は、実務上の課題と対応の方向として地方公会計の推進に貢献する人材の

育成、教育を挙げています。財務書類を分析し、マネジメントに活用するための継続的な人材育成は、我が町にとって急務ですが、町の取り組みはいかがですか。4、公共施設等総合管理計画などのもとになる特に固定資産台帳を整備するために、各部署の固定資産管理の状態を把握して、一元的に取りまとめる必要があります。財政課だけで取り組むのでは、財政課職員が病気になってしまいます。有効な庁内体制整備はできましたか。以上、1回目の質問とさせていただきます。

企画課長 金田議員の3つある質問のうちの地方再生計画と我が町の取り組みについて企画課からお答えさせていただきます。答弁に入る前に地域再生計画そのものについて若干説明させていただきます。地域再生計画は、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域が行う自主的かつ自立的な取組を国が支援するものであります。書き物でいくとこういうことになっております。地方公共団体は、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることで、計画に記載した事業の実施に当たり、財政、金融等の支援措置を活用することができます。現在、設楽町が認定を受けている地域再生計画は、質問にあった北設楽郡の創造計画のほかに、2件あります。1つは、平成22年に認定された、水と緑と豊かな自然が活きる奥三河活性化計画です。これは、愛知県、新城市、設楽町、東栄町、豊根村が共同で策定しており、認定を受けることにより地域再生基盤強化交付金に含まれる道整備交付金を、広域農道ですとか、林道、町道整備等に活用するためのものがあります。もう1つは、昨年平成26年に認定されました、おとなが楽しむ手軽な田舎奥三河高原観光ネットワーク産業構造による雇用創造という計画であります。これは、新城市、設楽町、東栄町、豊根村が共同して策定しており、認定を受けることによって、厚生労働省の実践型地域雇用創造事業を活用できるようにするためのものがあります。このように、地方再生計画は、目的とする内容を計画に盛り込み、財政的な支援を受けることを目的としております。今回の北設楽郡創造計画は、地域再生戦略交付金、これは、既存の補助事業と一体的に実施することで効果の高まる事業で、国の助成制度のない事業に対する交付金ですが、これをいただくために、認定を受けた計画という位置づけになります。また、今回の認定が、地域再生法改正後の第1号認定になるわけですが、地域活性化モデルケースに選定された団体の中から全て認定されており、モデルケースに関連する内容に限定した事業が計画に盛り込まれております。前置きは以上ですが、1番目の答弁に関しては、町長にということでありましたので、私のほうは2番目の意見交換会、地域再生総合戦略、総合計画との整合性及び策定の行程はどのようなかという質問にお答えします。先ほどの地域再生計画について説明させていただきましたが、地域再生計画は、具体的に、国の財政支援等を受けるための計画になります。総合計画は、町の総合的な指針を定める計画であります。地方版総合戦略は、まち・ひと・しごと創生に関する目標、具体的には、ひとの減少克服、しごとの創出、安心安全なまちの確保に関する施策を、目標数値を掲げてまとめることになっております。総合計画と総合戦略に含まれる政策の範囲は、必ずしも同じではないことと、総合計画には重要業績評価指標の設定の義務があるわけではないため、国からは、総合計画と総合戦略は別に策定するのが望ましいとされております。ただし、当然のことながら、両者の整合性を取る必要があります。

計画策定の行程につきましては、まだ確定ではありませんが、今のところの考えをお話ししたいと思います。人口移動の状況を分析し、実現可能な人口ビジョンを検討していく。意見交換会などにより地域の現状と課題を把握していく。事業所、産業従事者等のヒアリングを実施して、現状把握と将来展望を検討していく。教育機関、保育所等の現状を把握して、将来展望を検討していく。こういった様々なことを実施しながら、過去の実績の分析を行って、今後の方策を取りまとめて、総合計画と総合戦略を取りまとめていく予定であります。来年度は、まち・ひと・しごと創生に係る部分を重点的に進めて、総合戦略を策定し、再来年翌 28 年度に総合的な内容を含めた総合計画を策定することとしております。

続きまして、3 番目の人口の社会減の半減の具体数値の件ですけれども、地域活性化モデルケースや北設楽郡の先ほど言った「住んでよし、訪れてより、移住してよしの田舎」創造計画で示した数値は、北設楽郡全体で平成 25 年ベースで 59 人減少しているところを 30 人程度に減らしていきたいという数値であります。移住をふやす方法として、先日、意見交換会に来ていただいた高野教授が進めているのは、空き家の活用であります。ただし、現状は、空き家があっても所有者の事情で貸してくれない。これを貸してもらえるようにするためには、地域で協力することが大切とのことでありました。田舎暮らしに興味のある若者は、思いのほか多いとのことなので、空き家を地域の協力を得て流通させる方策を検討することが必要だと思っております。

空き家以外にも、豊根村で実施した譲渡型定住促進住宅、東栄町でやっています空き家の改修事業などなど、手法はたくさんあると思われまます。どういう方法が可能なのか、効果があるのかを検討しながら、移住政策を進めていきたいとかんがえております。いずれにしましても、将来にわたって設楽町をつないでいくために何をしなければならないのか、何をしていけばいいのか、皆さんと一緒に考えていきたいと思っております。企画課からは以上です。

町長 それでは私からは最初の御質問のうち、地域再生計画の取り組みの中で今回の北設楽郡 3 町村で申請をした「住んでよし、訪れてより、移住してよしの田舎」北設楽郡創造計画に位置づけて、これを進めていこうという中で設楽町のキーワードが見えないということで、そのことをお聞きになられておみえになります。これについて一言で表現するならば、子育て支援を充実させた移住定住施策、これを基本に据えていくということが大きなテーマとなっております。これはサラリーマンではなく、農業技術や木工技術などの習得を目指す、そんな若者を呼び込むための施策を展開ができればいいかなということと合わせてこれに対応する若者の専用住宅ですとか、こうしたものの取り組みも現在進めておるところでありますけれども、若者に特化した住宅整備、また空き家の活用なども視野に入れて、住環境の整備をしていくということを目指していく。そうしたものをベースには考えております。そうした中で、特に今回当町として進めていこうという思いで考えておるのは、訪れてよしの分野で、これを中心として、この実現を目指していくために、まずは観光資源の整備開発を進めていくことを考えております。先ほどから申し上げてはおりますけれども、その柱として考えられるのが設楽町の歴史の中で、過去に存在しなかったダムの出現があります。この新たにできるダムの存在と従来から設楽町全域に存在する自然の山ですとか川ですとか、こうした将来の町づくり構想計画の中に観光資源として見据える。これを創

出してまずはその中心的な位置づけとなる施設整備として、南の玄関口に位置する清崎へ郷土資料館、レストラン等を配置して、多くの人に立ち寄っていただける施設として道の駅構想を進めてまいりたいと考えております。また、将来ここを起点として新たに豊川へかける橋梁を利用して、その先にある旧田口線の線路敷沿線、こうした場所を利用したウォーキングですとかサイクリング等の溪谷散歩ですとか、また途中での川遊び、そして将来出現するダム本体の管理用エレベーターを利用ダムの天端へ昇る。そこから見える湖畔ですとかその周辺道路を使って自然を満喫できるエリアの利用等、またさらに下流受益地域で建設するスポーツ交流の場づくり、こうしたものを総合的につくりあげて、今後多くの人に集っていただける場所として整備をする。そして将来の活性化に結びつけるようにこの計画を進めてまいりたいと思っております。それと2点目の御質問にありました中で、町長に国の補正予算、新年度予算、設楽町新年度予算の中で緊急経済対策に伴う14年度補正は家計や地方、中小企業に着実に恩恵を行き届かせる必要があるということで、どんな意図をもって地域経済の再生につなげていくかという御質問がございました。これは設楽町における経済対策といたしまして平成25年度には地域生活と密着した町づくりに貢献したいという思いで補正予算による10%、約250万円分のプレミアムを付けた総額2,500万円の商品券発行事業を26年度事業で実施したところでございます。町内で利用いただけるお得なプレミアム商品券は町民生活に直結をし、町民の皆さんにも大変喜ばれ、消費喚起による地域経済の活性化につながる効果的な取り組みだというふうにも実感をしているところでもございます。今回緊急経済対策として最終日に補正予算を上程する運びとなっておりますプレミアム商品券の発行事業につきましては、本年度の事業実績を踏まえ、できるだけ早い時期に商品券の販売場所ですとか、参加店、また、発行の正確な時期などこれらの詳細につきまして、今後商工会と検討を重ねて詰めていくこととなりますけれども、ぜひ多くの商店から参加をしていただいて、より使いやすくお得感の大きいプレミアム商品券にしていきたいと考えております。町といたしましては今後も国、県予算を最大限活用するとともに各地区の企業、商店がそれぞれ地域の個性ですとか魅力を生かしながら集客、売り上げ向上につなげていけるように独自の取り組みも加えて、実効性のある経済対策を実施してまいりたいと思っております。

財政課長 続きまして2点目の今後の税収の見通しはいかがかということですが、決算ベースで申し上げますと、23年度では前年対比99.2%、24年度では95.6%、25年度では108.2%で一時的ではありますが、ダムの影響によりふえております。26年度の見込み額としては、今回減額補正を上程しておりますが、前年対比96.6%となる予定でございます。今後ダムの影響、特に譲渡及び一時所得がなくなりますので、今までのような大きな増減はないかと思われま。しかし、3年ごとの固定資産の評価替えによる影響、または人口減、高齢化等による所得額の減、さらに企業等の撤退等がありますと、今後も微量に減収していくことが予想されます。以上です。

すみません。引き続きまして公会計の新基準についての取り組みということですが、まず1点目に、国が示した整備促進について、2018年3月までには全ての地方自治体において新しい統一基準による財務書類への移行を目指す方針が示されましたということで、今後の対応ということですが、準備期間は、平成27

年度から 29 年度までの 3 年ありますが、固定資産台帳整備、複式簿記導入準備、IT 仕様の確認、実務作業向けへの周知徹底など、実施すべき事項は多大であります。最も時間を要するとされますのが、基礎情報整理及び現物確認と聞いておりますけれども、そのほか、資料不足など不測の事態も想定することが予想されますので、27 年度から作業に取りかかりたいと考えております。2 点目の、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入の町の取組み状況ということですが、固定資産台帳の整備は、27 年度から公共施設等総合管理計画の委託にあわせ、台帳整備に取り組みたいと考えております。また複式簿記の導入につきましても、28 年度決算に基づく複式簿記会計が平成 29 年度末に作成できるように、今年の 10 月から稼働します新財務会計システムとの連携も考慮しまして、対応していきたいと考えております。3 点目の、実務上の課題と対応の方向ということで、地人材の育成、教育は急務ということで、町の取組みということですが、新地方公会計制度を有効に活用できる人材の育成、確保などは、当町の課題であると認識しております。自治大学校、市町村アカデミー、全国市町村国際文化研修等に積極的に参加しまして、人材の育成に、また確保に努めていきたいと考えております。4 点目の、管理計画のもととなる台帳を整備するための今後の有効な庁内体制整備についてということですが、限られた職員人数でありますので、各担当課で固定資産台帳の整備、管理することになると今のところは思っております。実際には事務量など全く見当がつかみませんので、現段階においては公共施設等管理計画が担当課において適切に整備できるよう、県の指導もいただきながら、今後準備体制を整えていきたいと思っております。以上です。

2 金田 御答弁ありがとうございました。これからのことなのでこういうふうにしていきたいと思っております。多いのですが、時間も少ないですので最初の質問についてですが、町長さんにキーワードを伺ったのですが、たくさん述べられたので、何がキーワードかわからなくなってしまいましたので、これは町民の方々に知らせるときにとっても大事だと思いますので、ぜひメッセージの精選というか、精査をしていただきたいということを御要望申し上げます。担当課の方にはですね、今回の地域再生計画だけではなくて既に奥三河活性化の計画だとかおとなが楽しむ手軽な田舎の体験の計画だとか出ていっているとおっしゃいますが、情報が共有されていないのではないかなと思います。町民の間に。それで住民主権のことも午前中から出ていますが、ニーズは住民の中にある。自分たちのことは自分たちで決めるっていう住民自治を実現していくためには、情報が十分開示されてなくては参画は進まないと思いますが、今後の町民の皆さんとの情報の共有についてはどのようにお考えでしょうか。企画の方に伺います。いいですか。

続けて 2 つ目の質問をお願いします。2 つ目の質問のところの経済の活性化については、あれこれいっぱい挑戦する必要があるということで、頑張っていていただくし、私たち議会、議員も住民も一緒になって頑張るといことは思いますが、どうしても税収は下がっていく、人口減はするということなので、財政健全化という点の視点が非常に重要だと思いますので、先ほどからダムに関連しているいろいろなものを作るという夢はいいのですが、現実性のある子供たちにつけを残さない、現在働いている 20 代 30 代の職員が管理職になったころにもう頭を抱え

てしまうというような状況にならない経済運営を、財政運営をしていきたいと思っているのですが、この点についてのお考えはどうでしょうか。

それから最後に3点目ですが、ストック情報については公共施設等総合管理計画でどっちみちやらなくてはいけないので、やられると思いますが、人材育成の点で、3年後に例えば財務会計システムを導入したり、外の方に委託をして複式簿記の導入をしたとしても、肝心のそれを読み込んで自分のとこの行政運営に反映できる人々が育っていなければいけませんので、今から例えば複式簿記の資格を取るといようなことをどんどん進めていかないと、その29年になってからではとても間に合わないと思いますが、楽しく、職員の若い職員の方々が楽しく取り組めるようなプロジェクトは考えていらっしゃいますか。以上3つお願いします。

企画課長 まず1点目の質問、質問というか伺いですが、まず再生計画の周知の件ですが、そもそも再生計画は先ほども言ったとおり補助金をもらうための計画でありまして、その前段となるここの道を整備するとか、そういったものは多分情報共有されているはずで。それと2番目の雇用の計画に関しても今よく広報されている何とかマーケティング講習会を開きますので参加しませんかとか、内容はあれです。その補助金をもらうために作る計画が再生計画でありますので、その再生計画、要するに昔で言うと補助金の交付申請計画を情報開示せよっていうような意味合いになると思いますので、そういう点については考えておりません。それから地方版の総合戦略、これはまた全然別のものでありますので、情報を共有しながらこういう方向に進んでいきたいと思いますという共有は、ぜひしなければいけないし、していこうと考えております。以上です。

財政課長 まず今後の財政運営ということですが、当然うちの会計自体はですね、依存しているということで、限られた予算を、最大限活用していくというのが当然なんです。歳入の部分では、国、県の補助金を、そういう事業に該当する事業を最大限利用して、起債なども借りながら平準化しながら財政運営に取り組んでいきたいと思っております。

2点目の人材育成の件ですが、既にこういう動きについての研修等の案内がきておりますので、そういう研修等の案内にも積極的に参加できるように職員をそういう研修へ、楽しくできるかできないかわかりませんが、積極的に参加できる方向で指導していきたいと思っております。以上です。

2 金田 いずれにしても、住民を取り込むっていうか、取り込むのではなく、もともとは住民が議会や執行部に委任していることなものですから、住民が知らないっていうことがないように、住民が一緒になって考えていこうという気持ちになれるような情報の伝達、コミュニケーションの仕方を強く願います。

それから職員の皆さんに関しても、あれもやらないかんこれもやらないかんともう本当に大変な状況になっていますが、地方創生で石破大臣も言っているように、今までのやり方ではだめだったのだ。新しいものを僕たちでつくるしかないのだよっていうことが、職員も町民も共有されない限り動き出さない。いくらいい計画作っても動き出さないと思いますので、その辺の住民、職員、議会への情報公開やコミュニケーションについて、方針を最後に町長、お願いします。

町長 町の進める施策またその内容等を住民の人たちに情報を共有し、また理解されると言うか、皆さんが理解できるような情報を伝達するということは、基本的に

そういう情報を提供するという事は、当然のことだと思っておりますので、今後もそういったところへは、もちろん今まで以上にわかりやすい情報を流していくということを考えております。と同時に、議会もそう、それからそういった町執行部もそうですが、町の組織もそうですが、やはり何が目的にこうした町政運営をしておるか、今言われるように町民があって、町民のための施策をみんなその方針のもとに進めておるわけです。何も隠して内緒で自分たちだけで理解して、人にあまり苦情等を得られないような状況の中でやっていこうなんていうそんな気持ちでもって仕事をしておるわけではございませんし、またそういう質問をされること自体、そういうところが不足だから言っているのだというふうにも言われることにつながっておるかとは思いますが、私どもそういうことをやはり理解が皆さんができるような情報を提供していくことは当然のことだと思っております。そういう中で議会の皆さん方も我々と共有して議論をし、こうしてこういう場でも確認をしあいながら、こうした場面を共有しておるわけです。したがって、それぞれ地元へ帰られたら議員の立場でもそういったことを極力住民の人たちにお知らせをしていただけたということも必要だということには私も感じておるところでございます。したがって、これから本当に重大なですね、大事な町の方向を左右する計画等の策定に入っていくわけです。基本的に今申し上げたようなことももちろんあわせて、一緒にこうしたよりよい方向を目指したいと思っておりますのでよろしく願いをしたいと思っております。

2 金田 おっしゃるとおりみんないい町にしたいと町民の皆さんも私達も行政の皆さんも思っている、願っている方向は全く同じだと思いますので、車の両輪という話が出ていましたが、両輪が同じ方向に向いていくこともあるし、違う方向だよって言ってブレーキかけることもあるし、そこら辺は互いによく聞くという姿勢でこれからも頑張っていたきたいと行政の皆さんにエールを送って質問を終わります。

副議長 これで、金田文子君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思っておりますが異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長 14時45分まで休憩としたいと思います。

休憩 午後2時35分

再開 午後2時45分

〔議長が議長席に着席〕

議長 体調が戻りましたので着座をさせていただきます。

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番金田敏行君の質問を許します。

1 金田 議長のお許しをいただきましたので通告に従いまして、町道や町管理の法面の維持管理について質問させていただきます。今回の質問は、町道や町管理の法面を例に出しましたが、町の獣害への考えを伺いたします。町内には、東西南北それぞれに地区に328路線延長約308キロにも及ぶ町道が整備され、町民の生活道路として日々利用されているところであります。この町道の山側や路肩法面に近年特に獣害が頻繁に発生し、崩落や崩壊が起きていることは町道の道路管理者として承知していることと思っております。路肩法面が崩落し、そのまま放置しておけばいずれは路肩決壊につながり路面状況によっては片側交互通行や大きけれ

ば通行止めとなり利用される住民に長期間にわたり多大な御迷惑をおかけすることにもなりかねませんし、補修、修繕費も多額になると予想されます。また一方、山側法面が荒らされ崩落した土砂が排水溝を覆いかぶさり排水断面を著しく減少させ排水があふれ出し道路反対側の路肩へと流れ出し、そういう箇所も数多く見られます。そのために車で走行中に水しぶきを上げ、後続車両のフロントガラスが汚れ、一時的に視界が悪くなり、ややもすれば交通事故を引き起こす可能性も十分あります。特に危険なのが冬場の路面では、この水が凍結しスリップ事故の原因にもなっております。そういう箇所が数多く見られるということでもあります。私も、町道を利用したとき、通勤時等にスリップ事故の危険を感じたときは、車両を止め、崩れた土砂を排除し路面に排水が出ないように応急処置をしたことが数十回とあります。そのたびに獣害防止策を早急に考えないといけないと痛感するところでもあります。

そこで道路管理者に伺いますが、町道を利用される町民のために、住民のために安心安全な道路維持管理は当然ですが、住民へのサービスと町長の所信表明にもあります安心安全な町づくりのためにも町担当者の道路維持管理についてどのように対応されるか、そのお考えを伺います。

次に、町が管理している道路以外の法面の維持管理について質問します。田口スイスイパーク北側と言いますか、ふれあい広場北側の法面の獣害は最もひどく、管理者である町当局も以前から承知していることと思います。この法面の獣害は数年前から発生してきておりますが、いまだに無対策、放置され続けております。その結果、被害面積も年々増え続け今では散々たる様子になってまいりました。この法面は、設楽町の中心地田口の北側玄関であり、ここを通過する国道 257 号線を利用する町外観光客や通行者からも十分確認でき、その悲惨さはだれでも痛感できると思います。このような状況をいつまでも放置していれば、夏場の大雨や台風時に法面の崩壊も十分考えられ、ひいては通行車両や通行人にも被害を及ぼすことなどが容易に推測され、2 次的被害も大変心配されております。また、法面には植え込み文字で「したら」と作られ、誰が見てもこの法面の管理者は町当局であると知りえます。獣害に対して町が何の対策や処置をせず放置していることが町内外の方々から見れば、設楽町は獣害に負け放置していると思われ、町に対する大変大きなイメージダウンになっていると思うことが大変悲しいですが、現状ではないでしょうか。私は、ここの法面に花を植えるなど花の町設楽を町外の方にアピールする絶好の場所と以前から思っておりましたが、現状では寂しい限りであると言わざるをえません。町民も自分たちの田畑や庭先がスイスイパーク法面以上に荒らされ、困惑しているのが現状であります。町道や町管理の法面を例に出し、獣害対策を質問しましたが、改修、修繕するだけではなく、町が獣害対策の見本となるような施策を示されることで町民に対する獣害対策の町の姿勢を PR できるかと考えますがいかがでしょうか。そこで町管理者に伺います。なぜ数年に及び法面の獣害を放置していたのか。また、今後の対策をどのように考えているのかをお伺いして、1 回目の質問とさせていただきます。

建設課長 それでは金田議員の町道の法面の維持管理についての御質問について、お答えをさせていただきたいと思っております。現在、建設課で管理している町道は、先ほど議員がおっしゃられたように 328 路線、延長にして約 308 キロあります。この距離につきましては、東京から名古屋までに相当するものであり、その長い距

離の町道を維持管理する予算は、毎年1億円程度となっております。この限られた予算の中で、穴があいたり、でこぼこになった路面の補修、側溝の改修、路肩の補強、安全施設の設置、法面の保護などを行っております。維持管理に対する町としての基本的な考え方を、次に述べさせていただきたいと思っております。町道は、住民の皆様のご日常生活に密着する道路であり、町道の維持管理がなかなか行き届かないことから、住民の皆さんに草刈り等の維持管理をお願いしております。ただし、1級、2級の幹線となる町道につきましては、通行量が多く重要度が高いことからシルバー人材センターに委託して、草刈りや路面の清掃等を行っていただいております。また、毎日のように住民の皆様からの改修等に関する要望や苦情について、受けているわけですが、要望を受けましたら、職員が出向きまして、現場を確認し、住民の皆様にお伝えをさせていただいております。現場の状況によりまして、舗装の穴埋めなど、町の職員で対応可能なものや重機借り上げで対応できるものは、なるべく早い時期に処理するよう心がけております。工事的必要性があるものにつきましては、車の通行に支障があるなど、緊急性や重要性を考慮して、工事をやる順番を決めて実施しておりますけれども、必要性の薄いものは後回しになっていくなど、なかなか住民の皆さんの要望についていけないのが状況でございます。金田議員、御指摘のように獣害による法面の崩壊については、十分承知はしておるわけですが、今までお話しさせていただいたような状況ですので、なかなか手が付かないというような状況になっております。しかしながら、ここに質問書にはありましたが、町道奥三河線については、津具と名倉地区を結ぶ幹線で、通行量も非常に多いことから、予算を考えますとあまり距離的には伸びないかもしれませんが、側溝から2メートルまでの切り取り法面のコンクリート吹き付けを27年度から実施していきたいと考えております。建設課からは以上です。

教育課長 それでは金田議員からのスイスイパーク北側法面の獣害被害の状況についてということで、教育員会のほうから御説明を申し上げます。スイスイパーク北側の法面、国道脇の沈砂池のすぐ裏側になろうかと思っております。イノシシによる掘り起こし、また、踏み荒らし等の被害が生じております。ここにつきましては、現在、設楽町公共管理協会のほうに指定管理の委託をしておりますが、この場所が農地ですとか、人が入る場所ではありませんが、やはり議員が言われますように景観が損なわれております。今の状況ですと、草刈りが非常に困難だということで、早急に法面の整生を業者に依頼して行います。また有害鳥獣の侵入を防ぐために、周囲に電気柵、防護柵等の設置というのでも検討しております。なお、ふれあい広場の建設当初に、あの場所が実は湖畔の、ちょうど扇の場所がちょうど沈砂池のところかステージになって、その扇形が客席というか、そういった形の計画もさせていただきました。その後ダムとの関係と言いますか、その計画はその計画であるのですが、実際それに至らずにああいった形で設楽の植栽を植え込みまして、やはり景観を、設楽町のふれあい広場の景観という形で残していると、将来どういった形になるか、またそういったことも検討しながら、現状の管理を進めてまいりたいと思っております。教育委員会からは以上です。

1 金田 最初に町道のほうですけども、確かに328路線、300キロにも及ぶ町道を管理するのは大変だと思います。それは私も痛切に感じておりまして、全てをしつ

かりやれなんてことは、そんな無理なことも言えないと思っております。ですけども、先ほどですね、けさのトップバッターのうちの同僚議員が申しあげました、松下議員が言いましたように、担当課だけでその何もかも対応せよとかそういうのではなくて、職員全員がですね、町民のために町道を管理するぐらいの、そのぐらいの気持ちになっていただいております、これは建設課の担当路線の担当の仕事だからなんて言って、見て見ないふりをして走って行くのではなくて、町道だからちょっと車を止めて土砂を排除すれば排水はよくなるよと、そんなような感じで職員に周知していただくような、そういうことができるかどうか、検討できますかね。

建設課長 その辺のことは職員みんなに課長会議等通じてお話をさせていただきたいと思っております。以上です。

1 金田 はい、そのようにお願いします。そしてですね、先ほど町道でも1級、2級ということで、ランク付けをされていると伺いましたが、実際ランク付けは、1級、2級までですか。

建設課長 町道につきましては、1級、2級、及びその他の町道ということで、3つに分かれております。以上です。

1 金田 はい、わかりました。別に広域農道は、あくまでも例に出しただけのことですけども、道路管理のほうよろしく願いいたします。ひいてはそれが、先ほど質問の最後にもありますが、町民が自分たちの田畑あるいは庭先が荒れていることもあるのです。そういうところでも町が放置しているとなると、町は本当に獣害に対して真剣にやってくれているのかなあと町民がやっぱり不安になってしまふ。ですから、そういうところもありますので、やはり町が率先してこういう対策やるのだよという模範として示すことによって、町民の方々も町の獣害に対する姿勢を十分わかっていただけると、そういうふうになるわけですね。町長にお伺いしますが、やはり獣害に対する町の姿勢を町民にアピールするためにも道路だけではなくて、そういう町そのものが真剣にこれだけやっているぞというところを、態度で見せていただきたいと思いますので、町長の考え方をひとつお伺いします。

町長 言われることは理解をいたしますが、町の職員は、例えば町道敷きを走っておるときに崩落があったり、仮に石が落ちておったり、そういったものを無視して走行していくなんで思いは持っていないと私は思っています。どちらかといえば人より率先して車から降りて行ってそういった除去をすとか、そういうものは通常の人たち以上に意識が高いと私は認識をしております。職員がもっと率先してやらないので町民はやらないというような観点で見られるのであれば私は非常に残念、決してそうではないと思っております。さらに言わせていただければ、やっぱり自分たちの生活道路ですから、町の職員はもちろん、地域の住民の人たちが地域一緒になって、コミュニティー一緒になって道路の管理をどうしたらいいとか、みんなで奉仕をしようとか、やはりそういうみずからの働きかけ、そういう地域を持って力となってみんなで自分たちの地域は自分たちで作るんだ守るんだという、そういう心構えというか住民サイドでもそういう意識高まりというものが必要ではないかと思っております。決して町の職員がそういうことをうのみにすとか、放棄をすとか、そんなことは私は考えておりません。

1 金田 ありがとうございます。その言葉を聞いて大変安心しております。私も別に

町の職員がサボっておるとか、そんな気持ちをさらさら言っておるわけではありません。ですけども、そういうようなことを徹底していただければと思います。そしてですね、ちょっとスイスイパークのことでお伺いしますけども、あそこの管理をするに防護柵やなんかを作ると言われました。27年度事業でやるって言われましたけども、ステージとかなんとかって言われました。ちょっとその辺を詳細にお伺いします。

教育課長 これはもうふれあい広場を作る以前の構想の段階の話でございます。そういった形で利用したらいいじゃないかということで上がってきましたが、実際は今のよう形で利用しているということでもあります。

1 金田 それとですね、これは、まったくの私案ですが、あそこはやはり都会から来た人たちが、例えば茶臼山高原へ遊びに行った。その帰りにあそこへ来るとどうしてもあの法面は本当によく見えるとこなんですけども、あそこに例えば、例えばですよ、設楽町の花の町設楽をPRするようなそういう考えというのは、ないですかね。

教育課長 花の町設楽と言いましても、教育委員会としましては、そこまでちょっと考えは及んでおりません。

1 金田 ごめんなさい。今のはね、通告に入ってなかったものですからすみません。いいです。結構です。最後に、あそこの法面を実際に改修するということになるんですけども、法面だけじゃなくて、今、山のほうにも大分、害が入っているんですけど、そちらの柵やなんかも、今、田畑を囲むためにやっている柵がありますよね、鳥獣害の、ああいう柵をやる予定ですか。

教育課長 まだ具体的なことはまだ想定していません。いろいろ周りの状況等を見まして、どういったものがこういったところにあうのか、そういったところを調査しながら、進めてまいりたいと思います。

1 金田 わかりました。それではですね、どのような防護柵かはわかりませんが、とにかく早急に、設楽町のイメージダウンになっておりますので、何とか早く対応していただいて、あの法面をきれいにしていただきたいと思います。かなり時間は残っておりますが、私の言わんとすることは以上でございます。以上で質問を終わります。

議長 これで、金田敏行君の質問を終わります。

議長 次に、9番熊谷勝君の質問を許します。

9 熊谷 今回の一般質問は今までにない8人の一般質問者となり、議員各位の熱意が表れ、大変喜ばしいと思っていたわけですが、大勢の方が一般質問するということが、最終が私は6時ごろかと想定をしておりましたけれども、皆さんの御協力で1時間半早くこの演台に立つことができました。ありがたいのか悲しいのかは、皆さんの御想像にお任せします。また、任期最後の議会において最終の花を飾れることは、NHKの紅白歌合戦の大トリを務める心境でございます。議員各位、執行部の皆さんも大変お疲れのことと察しますが、もう少し御辛抱願ひ、おつき合いのほどをお願い申し上げます。

さて、議会初日定例議会において、ダム対策室を地方自治法法律第67号第96条の1項の規定により、設楽町課設置条例を機構改革に伴い、第1条8号を削り、

設楽町課設置条例の一部を改正するという議案が提出されました。設楽町にとってダム問題は重要な事項でございます。条例で定められたダム対策室を削除を改正する案には驚きました。町の方針は、ダム問題は片付いたから縮小すると理解をせざるを得ないと思っていたところ、3月10日、設楽ダム特別委員会において、町長は、企画ダム対策課として新たに課として発足し、ダム問題に地域振興に向けて取り組むので御理解を賜りたいと発言されました。また、最終議会において、提案をしたいと発言されました。ダム問題は、設楽町の町づくりに将来を決する重大な事項であり、7項目、すなわち37項目も当時とは大変状況が変わってきております。新たに国、県に対し、よりよい町づくりをするために新しい計画を立てて交渉することが必要不可欠でございます。下流市にも全面協力を求め、下流だけが利益をこうむるのではなく、犠牲になった設楽町全地域が活力ある町に、そして町民が頑張ったねと言われる町づくりに全力を挙げて取り組むことを期待申し上げ、通告に基づき直下流地域整備事業について3点について伺いたいと思います。

1、国の地方再生計画による直売所等の整備計画についてであります。北設創造計画が国の地域再生計画に認定されたことは大変喜ばしいことでございます。また、期待をしているところであります。地域再生計画は、地域経済の活性化や雇用促進を目的に国が特別な規制緩和や交付金による財政支援をする制度と理解していますが、いかがでしょうか。町長の所信演説では、清嶺地区に計画すると理解してよいか。清嶺地区には田峯、清崎、豊邦に3か所の直売所があります。また、八雲苑もあります。その対応、そして財政的に支援をどのように考え、清嶺地区の整備を図っていくのか。

2、国の地域再生計画、ダム関連事業の歴史資料館、仮称ですが、についてお聞きします。歴史民俗資料館は設楽ダム関連事業であり、水特事業として現在、用地整備に着手していますが、国の地域再生で財政支援がされると、水特事業との関係はどうなるのか。

そして3、田内地区の地域振興整備計画、河川を除きます、をどのように考えているか。直下流地域として田内地区も含まれているが、地域整備が計画されていない。河川工事に伴い、田内地区間の往来はできるが、田内地区の整備事業計画が示されず、同じ直下流なのに、清崎地区は設楽町の新しい玄関口として活気が出るが、川を挟んだ田内地区は未整備のままでは、町長の公約である住みやすい町づくりにはならないのではないかと。直下流域が活性化するには、両地区が同時に開発整備するべきと考えるが、どのように活力ある地域づくりを目指していくのかをお答え願いたい。第1回目の質問を終わります。

企画課長 熊谷議員の最初の質問の前段部分についてお答えします。地域再生計画は地域経済の活性化云々で財政支援をする制度と理解していいかと部分であります。地域再生計画については、先ほど、金田文子議員の質問の時に説明させていただきましたが、改めて簡単に説明させていただきます。地域再生制度とは、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域が行う自主的かつ自立的な取組を国が支援するものとなっております。地方公共団体が地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることにより、計画に記載した事業の実施について、財政的な支援措置などを活用できるようになります。総合戦略交付金が財政支援として支給

されることとなります。以上です。

産業課長 それでは産業課からは直売所関係につきましてお答えいたします。トマト、お米など、奥三河でも有数の農産物を数多く誇ります設楽町には、いろいろな形態の産地直売施設がございます。国道 257 号といった幹線道路沿いだけでなく、山あいなどにも点在しておりまして、都市と農村の交流拠点として、また地域の大きな収入源ともなっております。町が設置した施設として、道の駅アグリステーションなぐら、つぐ高原グリーンパークがありまして、それぞれ管理団体が町に施設使用料を支払っていただきまして、管理、運営を行っております。また、野菜や加工品などの販売を行います個人の農家さん、農家のグループさん、また、物販組合による比較的規模の小さな直売所も数多く設置されています。町の支援として、町の観光ガイドブックの中で特産品の紹介やマップでの御案内とともに、町の観光協会や奥三河観光協議会のホームページで御紹介させていただきまして、販売の促進に努めているところでございます。

さて、清崎地域の農林水産品直売所等整備事業につきましては、歴史民俗資料館、仮称でございますけど、これに隣接して整備する計画でございます。議員御指摘のとおり、清嶺地区には地域の特徴を生かした直売所が多くございます。農業従事者が高齢化する中で、直売所の活性化によりまして小規模農家さんの販売収益を上げ、農業所得の向上につなげていきたいと考えているところでございます。清崎地域に整備する農林水産品直売所やレストランなどの計画策定に当たりましては、こうした直売所の皆さんの御理解、御協力はもちろんでございますけども、これに参加、連携していただくことが大切だと思います。地域の皆さんの声をよく聞きながら計画してまいりますので、その中で、新たな施策が必要となれば検討してまいります。以上でございます。

ダム対策室長 それではダム対策室から 2 つ目の質問に対して答えさせていただきます。清崎サークルK横で計画しています歴史民俗資料館は、設楽ダム水源地域整備計画に基づきまして、平成 26 年度より造成工事を始め、これから基本設計、建設工事と進めて行くところでございます。財源につきましては、事業費の 80% を県、下流 5 市で負担していただき、その他 20% が町負担となります。地域再生戦略交付金は、申請すれば、その町負担分の 2 分の 1 が交付されるものです。地域再生戦略交付金は、国の補助対象とならない事業が交付対象となり、水特事業は国、県の補助金が優先され、残りの町負担分が対象になります。続きまして 3 つ目の田内地区の地域振興整備計画をどのように考えているかということですが、今現在、設楽町は、設楽ダム水源地域整備計画 79 事業、水源基金計画 7 事業、一般行政事業 6 事業を行っており、田内地区では、一級河川豊川統合河川環境整備事業、田内清崎線整備事業を行っており、また、来年度から散策路整備事業についてもダム湖周辺整備事業とともに整備計画を策定していく予定でございます。設楽ダム水源地域整備計画、水源基金計画によって進められている事業の決定には、関係行政区を通じ、それぞれの地区から出された事業要望を基に計画を作成し、県、下流市の承認を得て決められたものです。そして地域から出されたものについて実現していくことが、地域の発展につながっていくものと考えております。以上です。

9 熊谷 1 についてですが、直売所等の整備計画についてですけれど、今私たちがこう見ておって、大変私も前々から清崎地区に設楽町の、また北設の玄関口として

資料館もでき、愛厚ホームもでき、そしてサークルKもあり、そして新しい住宅ができた、田口地内、設楽町においてもやはりこのダム関係において、清崎が相当、清崎、田内も含めて、発展するだろうと。確かに若い人は少ないかもしれないけれども、新しく設楽町の玄関口になるだろうと。そうした中にやはり道の駅的な施設ができればこれは大変いいかなと、先ほど産業課長が言われたようにいろいろな農産物を小規模であろうとも、そこへ出荷して皆さんに買っていただくということを望んでおりましたが、しかしこの清嶺地区内には、豊邦にも個人的に、ちょっと名前は忘れましたが、やはりですね、そこも豊邦の方も自然の卵をメインでやられて生活をしています。そして田峯の直売所もちょっと数字は定かではありませんが、平成9年ごろから、県の指導のもとによって直売所ができた。そして清崎には、またそれより遅れて直売所ができた。そして八雲苑は昔、田峯トンネルを通過して、八雲と通称言われますけれども、そこへも早くから店を構え、そして257が新しくできる前に、あそこへ第二八雲ができたという経緯がございます。そして時代によっては、できた当時は確かに田峯の直売所も何千万という売り上げがあった。そして八雲苑も第一本店から第二八雲に主流を置くようになってきた。それも道路網がよくなって、大分発展をしてきたという現状。そして今、そういう形の中で八雲にしても直売所にしても、確かに少し前と比べて大分厳しい状況になっている。そして逆に名倉のアグリは大変先ほど同僚議員の質問で12万人の人と売り上げが1億5千万あるというように、格差が出てきた。その中において、地域おこし協力隊の力によって新しいエゴマの五平餅という新商品を開発して、いろいろな賞をとられたとってアグリにはそういった協力隊も一生懸命力を入れておっていただけるけれども、じゃあ田峯の直売所にもそういった新しいことをやられておるのか。その辺の状況、まあ一方は道の駅という名称があるかもしれませんが、田峯、豊邦も一生懸命がんばっている。その辺を産業課として、まあ町として、どのように考えられて今後、先ほど簡単な説明がありましたが、本格的にこれを長く設楽町のために頑張っていたら、何らかの方法を講じるべきではないかというふうに思いますがいかがでしょうか。

産業課長 私のほうから地域おこし協力隊のことにつきましては、控えさせていただきますけれども、具体的に田峯の直売所さんからも要望とか構想的なお話も伺っております。そういった関係地域の皆さんの意見調整を図りながら進めていきたいと私のほうでは考えております。あと町全体のいろんな直売所、アグリステーションも含めまして、津具のグリーンパーク、また今回清崎にできます道の駅的なもの、そういったものも含めまして広域的な相乗効果が生まれるようなふうにしていければと思っております。以上でございます。

企画課長 地域おこし協力隊の話でしたので、私のほうからお答えさせていただきます。私も募集する昨年度ですが、あの段階では議員も御存じのとおり住宅も田峯地区に用意して直売所、茶畑の維持ということで募集をしたわけですが、応募がなかったということで残念ながら今は配置しておりません。それから田峯直売所に関しましては愛知県交流居住センターが派遣する6次化プランナーの力を入れて、今ここ半年間、どういう盛り上げができるかという話をする中で、直売所のある職員の中から地域おこし協力隊はいらぬという発言がありまして、ちょっと戸惑っているところであります。以上です。

9 熊谷 それでは産業課長にお伺いしますけれども、これから、やはり清崎に、そういうものができたときに田峯の直売所も、田峯地区としては田峰観音あり、そして設楽町の中ではまあまあ一般の方がお参りに来て人が集まる地域であると。そこで今設楽町において日曜日に食堂やっているのは田口地区に1軒、そしてやな場のみですね、そして直売所というような状況でありますから、田峯の直売所が衰退しないようにひとつ御努力をして、よりよい清崎の物産店というものを作っていたきたい。そして今度、企画課長ですが、先ほどの地域おこし隊が要請は断られたということですが、今この地域おこし協力隊を、私なりに見ておいて、地域おこし協力隊はあと少しで任期が切れるのではないかと考えておりますが、それぞれ今、3人が2名になったということですが、やはりこの地域おこし協力隊の中に、将来その人がせっかく手がけていただいた事業をこのまま任期切れたでおしまいですと。また新たに採用しますからということではなく、それぞれ2人の地域おこし協力隊の皆さんを、設楽町の住民として、設楽町に住んでもらって、そのためにはこういう素晴らしい、地域協力隊の皆さんがおられますから、職員採用して将来の設楽町をつくっていただけるといような形で、考えることはできないのか。まあ今、即答はできないかと思っておりますけど、答弁はいいですが、こういう人たちを先見の明を見て採用するというのも一考するべきであるということをお知らせいたします。

そして次に2の国の地域再生ダム関連事業の歴史資料館についてお伺いしますけれども、先ほどダム対策室長は、民俗資料館に対しては水特法でやられると。そうするとこれ今度ですね、国の地域再生ではこの直売所のようなところにレストラン等に補助金を出し、資料館には出さないという解釈でよろしいでしょうか。

企画課長 先ほど金田文子議員のときにも説明しましたが、ある意味補助申請の様式でありまして、民俗資料館についても町負担の2割部分について申請すればという、さっきダム対策室長が言ったわけですが、申請すれば戦略交付金の財政支援が受けられるということがありますけれども、裏を返すと残りの2分の1の部分の起債が借りられないということでもありますので、交付金をもらうほうが有利なのか過疎債がその年その年によって違うわけですが、過疎債を充当したほうが有利な場合もありますので、今こちらを借りますとか、申請してもらっていきますとか、過疎債でいきますとかってというのは、そのときの財政状況等によって変わってくると思っております。それと直売所ですとかレストランのほうの部分についても戦略交付金の理由付けというか、先ほど言いました地域の経済の活性化ですとか、雇用創出になるから戦略交付金がほしいんだという申請をまたお金をもらう年度において行っていけばもらえる可能性はあると思っております。

9 熊谷 この地域再生に、今その使い勝手がよいと、普通のあれとは違って緩やかな使い方ができるというようなことをちょっとお聞きしておるんですが、現行の補助制度と比べ交付金の用途は広い地域の情勢にあわせた柔軟な事業ができるということをちょっと調べたんですけど、その辺についてはどのように解釈されていますか。

企画課長 これは愛知県の地域政策部のほうから注意をいただいておりますが、うたい文句はよしで、今度の地方創生にしても地域の自由な発想でという話なんですけど、国が示したメニューから外れるとほとんど可能性がなくなるというよう

状況だそうであります。地域再生計画についても同様というふうに考えております。

9 熊谷 ダム対策室長にお伺いしますけれども、先ほど企画課長から今どちらが有利かという検討中だというお話でしたけれども、ダム対策室長としては、どちらがいいという判断をされていますか。厳しいかな。

ダム対策室長 どちらがいいということは言えません。その時の状況によると思います。

9 熊谷 その時の状況とは、どういう意味を持って言われておるのか私には皆目わかりませんが、明確に、今の状況段階でいいですよ、正しいとか間違いとは言いませんけれども、ダム対策室としては、今の水特法で20%町が負担するのだと、再生でなくて問題ありませんという答えをね、はっきり言われれば、それがいいとか悪いとか言いませんよ、子供じゃありませんからね。その辺のダム対策室長としての考えをお聞きしたい。副町長に答弁求めません。

ダム対策室長 すみませんが、その過疎債とか起債とか、その率やなんかをちょっと私把握しておりませんので、どちらがいいというようなことをお答えできかねます。

9 熊谷 はいわかりました。対策室長が、そう言うならば私もそれ以上は申し上げません。それで、もしこの国の再生計画の支援財政を受けたときにはですね、水特法としての予算が当初計画より余ってくる可能性がありますね。そのときに水特法で余ったお金、他に回すことはできるのかできないのか。ちょっと意味がわからんかな。20%の当初、この再生計画の財政支援ということは、ダム計画以降にできた問題ですから、そうすると当初に計画した数字より、もしこれを使うとなれば水特のほうが減ってくるということになる。じゃあその水特の余った金を他に流用することができるのか。その辺をお答え願いたい。

ダム対策室長 例えばこの歴史民俗資料館ですと、総事業費の80%が水特事業でございます。残り町負担が20%で、その2分の1を地域戦略交付金でいただけるということでございます。水特事業におきましては、その事業費の80%分に対して出しているものでありますので、地域戦略交付金が増えれば水特事業の分が減るかそういうことではございません。

9 熊谷 それは知っていますよ。調印する前からずっと、80の20ということは知っています。先ほども答弁された。私は20をね、設楽町が負担する。それを今度、国の再生計画で資料館等に申請をして、先ほど企画課長が検討中とは言われたけれども、もし申請したときに、交付金がきたとなればこの20%は減額なるだろうと。減額になった分は、ほかに回すことができるかということをお聞きしておる。20だ80だは、さっき答弁されて、その前から知っていますから、簡単でいい、できるかできないかだけ言ってくださいよ。

ダム対策室長 一般財源でございますので、その金をほかへ回すことは可能でございます。

副町長 水特事業につきましては、議員御承知のとおり、いろんな事業が皆さん方の要望、それから下流市町、それから県、その中で計画が立てられて事業メニューが決まっております。その事業につきましては、国、県補助金を除いた80%が下流からいただけるということでございます。その中で当初計画の事業費がございまして、それは年度が経つにしたがって、その事業費自体は多少、上下する場合

がありますので、それが余ってきたから全く違う事業とか、そういうものには充当できませんが、若干増えた部分のメニューにある事業については、それが上下するということは、その計画の中であると思っておりますので、そちらのほうには充当ができるという考えでございます。

企画課長 1点補足させていただきます。国庫補助事業、国庫補助のメニューがある事業については戦略交付金は使えませんので、そのことだけお含みおきください。

9 熊谷 わかりました。それでは、いろいろお世話になったダム対策室長に失礼な質問をして困らせたかと思えますけれども、御容赦を願いたい。それでですね、3番目の田内地区の地域振興整備計画、これは河川工事を除きます、をどのように考えているかについてお伺いをしたい。ダム対策特別委員会の中で遠回しな私発言をしておりますけれども、また田内地区からも田内地区の要望等も町長あてにいつているかと思えます。ぱっと見てこれから清崎地区に資料館、そして物産店等、それからやな場、田峯の直売所等含めた、サークルK含めた一つの施設を作っていくたいとなりますと、そして清崎地区は愛厚ホームもあります。清嶺保育園もあります。そして新しく移転された方たちが十何軒ございます。ぱっと清嶺トンネルを出るとすばらしく清崎地区は発展してすごいとこだなあという印象を持ちますけれども、いざ、さあ川向こうの田内地区は確かにあそこの河川的な工事の計画は聞いております。しかし周りの河川工事以外のところは何ら整備をされていかないと。一方はすばらしい都会に見えるけれども、もう一方の川岸は違っていると、古いままの地区になってしまう。これはものすごい格差がありすぎる。これを設楽当局は考えているのか。どういう整備を図って、一帯が設楽町の玄関口になるように計画されているのかいないのか。いないならば、その理由を御説明お願いしたいというふうに思っております。

ダム対策室長 先ほどお答えしましたように水特事業 79 事業、基金事業、一般行政事業ということで、ただいま行っております。その地区の計画につきましてもそれに則って今現在実行しているところでございます。

9 熊谷 そんなものは決まったやつですよ。わかっていますよ。私が今聞こうとしている答弁にはならないのですよ。これはもう私も議員になって8年間、ダム特委員会でもいろいろしてきました。ただし37項目については、いまは7項目ですが、我々が議員になる前に議会で議決をしたものですから、それはその中身については変更できませんけれども、我々それ以降、議員になって、いろいろなことを勉強してくるうちにいろいろな疑問点が出てくるわけです。そういう中で清崎地区がものすごくよくなると、これはありがたいことです。じゃあもう一方の、田内地区も直下流です。違いますか。一方は発展するがもう一方は手つかず。ましてや今度、向こうとの交流の橋ができます。これは往来よくなるでしょう。田内地区の皆さんの声を聴きますと、我々そりゃあ橋を渡って清崎の資料館のほうに行けばいいけれども、約50世帯の行政を持っておれば、地元の一つの自由に使える施設が欲しいという要望もあるわけですね。ささやかな要望です。それぐらいは聞いてやってもいいじゃないか。そうすると位置付けがないとできないなんてね。先ほどの誰の質問、ちょっと田中議員の質問の中で、田口の下水についてはいろいろ理解をされていて、これが今、ささやかな田内地区の整備事業には回答が出ないということはちょっと私、納得できない。副町長、答弁していただけますか。

副町長 私は津具出身でございます。清嶺地区というと田内も含めましてあの清崎

地区全体のエリアだと思っております。熊谷議員が言われるように清崎地区という表現で田内と別にされているようですが、私から見るとあの地区は一体かなというような感じしております。まずそれぞれの地区に、いろんな設備を配置してほしいというような振興策の話もありましたが、今清嶺地区につきましては、簡水の敷設替え、もう終わりますが、そういった水特法に係る事業、あるいは田内清崎線の整備で清崎地区、川で田内地区と清崎地区が分断されている形になっておりますけども、そういう施設を作りながら地区が、一体的に発展していけばと思っております。いろんなものを助成していくのは大変いいことかもしれませんが、財政的にも非常に厳しいものがあるという形になっております。今、歴史民俗資料館から田内までの距離というのは100メートル足らずでございますので、そこから奥に皆さん方住居されている方もいるのですが、私から見るとあの地区が一体的というような感じもします。全体的にいろんなことをやっていけばいいとは思いますが、ある程度その辺も皆さん方の御理解をいただきながら、公共施設については友好的に皆さん方、少しちょっと足を延ばしていただいて使っていただきたいと思っております。

9 熊谷 副町長もね、設楽町を全部知っているわけじゃありませんから、これは大間違い。田内は田内で区があるのですよ。区長がおり、それから清崎にも区長がおり、小塩も区長がおるのですよ。そうして田内は、自分の区内でやりたいわけですよ。副町長の場合は、地理的にまだ全部は、理解していない。そういうふうにとられてもいたしかたないかと思えますけれども、田内の人からすれば清崎まで行かないで自由に区で管理しますよ、整備してほしいと、ほかのいろいろな面で、そういう気持ちがあるのです。そして田内地区の皆さんも一つの公民館がございまして、そこへ大正琴、そろばん、ピアノだとか、木造の建物が、昭和19年頃に建てたものです。それ以前に建てた建物を、昭和19年に解体した建物を建てて使っているようにお聞きしております。数字的には定かではありませんけれど。そこを区の一つの大事な施設として活用して、そこでいろいろな総会だとか会議、それからそろばん、ピアノ、大正琴に活用されて、町の支援を受けながらいろいろな地域おこしをやっているわけで、そういう中でいつまでも古い、建物を活用している。だが一方は、清崎にはすごいものがある。清崎も確かに憩の家しかございませぬ。そうしたら清崎、副町長がいわれたように一体と考えるならば、田内地区に清崎と田内が合同でいろいろなロコモ教室だとか、いろいろな運動ができるような、施設も必要ではないかと。この時代、建物が税金の無駄遣いという人もおられますが、必要なものはやはり町が提供してやる必要がある。ましてやそれぞれの地域は高齢の段階において、それだけの資金力はなかなかないだろう。年金生活者が大多数ですから。設楽町も副町長が言ったように財政的な問題がある。これは当然理解しています。ダムで犠牲になる設楽町が、設楽町がダムを造ってくれと言ったわけじゃないのですから、国や県に助けていただいて、作らせるような努力をひとつやれないのか。それをお聞きしたい。交渉する気があるかないか。それをイエスかノーだけで結構でございます。理由はいりませんので、ひとつお答え願いたいというように思います

副町長 集会施設につきましては、町内全域ですね、地区で要望がございましたら350万円までの助成をするという制度がございまして、そちらのほうでやっていただければと思っております。それとダム工事事務所に、田内地区の集会施設を建

てほしいというような要望につきましては、今のところ町としては考えてございません。

9 熊谷 大変残念な答弁です。我々は犠牲になるのです。それで 37 項目で済んだわけじゃないのですよ。時代が変わりました。ちょうど県の皆さんもおられますけれども、やはり地域の要望に応じてやって、年金生活者のためにも、設楽ダムによって設楽町もさすがにすごい町づくりをすることが必要であるということ。時間ありませんけれども、副町長は、集会所ならば 350 万の補助金制度がありますから、それを活用してくださいというふうに理解したわけですが、これだけでは、老人の多いところでは、1000 万以上もかかる事業です。なかなかできない。何らかの形で田内地区にも、一方の対岸だけがよくなるのではなく、昔から手付かずのところへ町づくり総合計画の中で、地元の負担のないような計画を立てていただきたい。これに私もこの残り期間ですね全力挙げて町の皆さんが、ふんぎりを付けてよしやるのだと、返事一つでできるのですよ。やろうという気になればできます。ぜひ横山町長に最後ですね、一言で結構です。やるかやらないかをお聞きしたいと。意志があるかないか。きょうあすにやれとは言いませんけれども。

町長 清嶺地区を代表する熊谷議員の地域に対する愛着、また地域の人たちへの思い、自分の議会としての立場の中で何とか地域の人たちへの貢献、地域の人たちへの貢献度を残してあげたいという心情は十分私も理解をするし、わかっております。本当に御苦勞をおかけしておるなということも十分私も承知をしております。そうした中でこうした公共事業を進めていくには、やはり一つのルールというものがどうしてもあります。町長だからといって曲げてでも作れということは申し上げることはできない部分もあるわけです。心情的には私も作ってあげたい。じゃあそう思ったなら町長の独断でいいので、お前の決済でいいから作れと、そういう気持ちにならないかという強い要請をかけられ、そういう気持ちを私に伝えられていることも私は十分理解ができますが、申し上げたようにルールというものを曲げてまでやろうということは今の私の立場ではできるところには及ばないと思っています。しかし、できうる可能性を探って、これからいろいろな事業を進める中であの地域にとって、こういう条件のもとでこうした施設を作る必要があるというような状況が仮に出てきたとするなら、そういうものとあわせて、田内地区の人がどう参加ができるか、そういう状況がもしあるとするなら、そういうことも検討の中に入れて、当然相談を申し上げて、有効的な方向性を見て進めていく。それが基本であろうと思っています。しかしそういったものが必要なのかということも含めてこれからの先々いろいろ整備をする段階の中であるとするなら、そういった部分も含めて検討をする用意は持ち合わせていかなければいけないと思っています。しかし今の段階でそういう構造物を建築するかといったら、まだ今の段階では計画の中にはありません。じゃあそのほかでやれる方法、先ほど申し上げたように今の町の持つおる集会所施設の、例えば集会所施設を建築しようとするのであれば、それに係る制度を適用してやらざるを得ないと言うか、その方法を提示させていただき、相談をさせていただくということしかできないと思っています。基本的にはできうる方法があるとするなら、十分そういったものを考慮する中でこうした公共事業を進めていくことが必要だろうと思っています。

9 熊谷 それでは終わります。

議長 これで、熊谷勝君の質問を終わります。

大変現況を踏まえまして内容のある一般質問が展開されました。議長としまして、議員各位の愛町心、十分受け取ることができました。議員各位の誠意に感謝を申し上げまして、これで一般質問を終わらせていただきます。

議長 続きまして日程第2、議案第44号「北設楽地方教育事務協議会規約の変更について」を議題といたします。本件について説明を求めます。

副町長 議案第44号「北設楽地方教育事務協議会規約の変更について」、地方自治法第252条の6の規定により、平成27年4月1日から北設楽地方教育事務協議会規約を別紙のとおり変更するものとする。平成27年3月12日提出、設楽町長横山光明。

この案を提出するのは、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い北設楽地方教育事務協議会規約を変更することについて、地方自治法の規定により議会の議決が必要なためでございます。1枚めくっていただきますと、その一部改正の内容が書かれております。第4条第1項第2号中「教科用図書の採択に関する事務」を「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第4項に規定する教科用図書採択地区協議会の庶務に関する事務」に改める条項それから第8条第1項第1号中「委員長」を「教育長」に改める。同項第2号中「教育長」を「委員代表者」に改めるという内容の改正でございます。附則としまして、この規約につきましては、平成27年4月1日から施行するものでございます。以上説明を終わります。

議長 説明が終わりました。議案第44号の質疑を行います。質疑はありますか。

2 金田 第4条の(2)について質問します。改正後の地区協議会の庶務に関する事務と、改正前の事務の内容の違いについてお知らせください。

教育課長 第4条でございますけども、ここにあります義務教育諸学校の教科用図書の無償処置に関する法律、この一部改正によりまして、教科書採択制度の改善を図るために共同採択地区における市町村教育委員会の協議の方法に関する規定の整備を行うというのが改正の趣旨であります。教科書採択に関する共同採択につきましては、構成市町村、北設で言いますと、設楽、東栄、豊根になりますけれども、その市町村で協議ルールを明確にするというものでして、実際の採択事務につきましては、新城設楽地区採択協議会で行っております。で、この改正条文の13条第4項に規定する教科用図書採択地区協議会がまさに新城設楽地区採択協議会でありまして、北設の状況としましては、その協議会の庶務に関する事務を行っているということで、こういった改正をさせていただきます。以上です。

2 金田 ちょっと専門的すぎてわかりませんでした。今の私の受け止め方だと、北設3町村でやっているものと、その他に北設3町村と新城地区とでやっている協議会とがあって、そのやっている内容が、今も改正後も同じという意味ですか。それとも今まで北設3町村でやっていたのが、北設新城の協議会で4市町村ですか、そういうふうで実行するのですか。ちょっとそこのところはわかりませんでした。

教育長 わかりにくいかと思えます。改正前のほうを見ていただきますと、教科用図

書の採択に関する事務というようになっております。採択に関する事務は、教育委員会が採択地区協議会へ出して、協議審議をして決める。教育委員会が決めるという、そういう作業をすることですが、今回の改正で、教育委員会は構成市町村で採択協議会を必ず設けなさいと変わりました。で、教育委員会が採択地区協議会に協議をかけるというのを明確にされたので、この場合、北設楽地方教育事務協議会の事項の中に、教科用図書の採択の事務がなじまないと、できないということになったので、その庶務的な部分を事務協でやります改正であります。

10 田中 これは以前に、沖縄の教育委員会で広域で教科書採択するということに対して市町村の教育委員会が、「いや俺のところは、この教科書のほうがいいのだ」と、「俺のところのこの教科書がいいのだ」って言った教育委員会のほうが私はまともだと思いますが、菅官房長官がけしからんと言った経緯を受けて、こういう改正があるのですよ。

教育長 そのとおりです。八重山地区の採択協議会で、沖縄県の教育委員会の考え方と、それから文科省の考えた方が、要するに改正前は教育委員会が協議して定めるというふうになっていたので、沖縄県の教育委員会は教育長が集まって協議をして決めていたのですが、それに対して文科省は、それは協議ではないと。なぜ文科省が認めると困るかという、無償で貸与できなくなってしまうのです。要するに採択協議会で決めて、教育委員会がセンター上げすると、無償貸与の対象になるのですけれども、いくら文科省の認定教科書でも、そういうところの採択のない教科書を使うと、これは無償の対象とならないということで、それを救うためです。市町村単独でもできるし、2以上で協議する場合は採択協議会へ委託みたいな形で出さないと変わったものです。そういう意味で今回の改正は、竹富町を救うという、固有名詞出してはだめですけど、竹富町が今のままだと無償対応できないので、無償にできるように、町が決めたことは尊重するようにしたいというのがひとつのねらいではあると思います。以上です。

10 田中 教育の自治権というものは、侵害されないわけですね。この条例改正によって。それを確認します。

教育長 教育委員会が行う教育については権利が守られたと。竹富町の選択も救われると。これからですね。そういうことで理解をしております。以上です。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。

議長 議案第44号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第44号を文教厚生委員会に付託をいたします。

議長 以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。これにて散会といたします。御苦労さまでございました。

散会 午後4時10分